

おいきらめきプラン

—大井町第5次総合計画—

第2次実施計画

平成26年度～平成27年度

平成26年3月

大井町

おいきらめきプラン

第2次実施計画 目次

◇ 実施計画の概要	1
第1章 重点施策	
1 重点施策の構成	5
2 重点施策の内容	
1. 大井町成長戦略	
教育環境の整備	6
産業立地と居住環境の創出	6
相和地域の活性化	7
2. 重点分野	
町民とともに進める協働のまちづくり	9
自然と共生し発展する社会の構築	10
安全・安心なまちづくりの推進	12
町民と町健康づくりの推進	14
次世代を担う子どもたちの健全育成	15
第2章 施策別計画	
第1節 協働	
第1項 協働のまちづくり	18
第2項 地域社会	24
第2節 環境共生	
第1項 自然・生活環境	30
第2項 都市基盤	48
第3節 安全	
第1項 町民の安全・安心	66
第4節 健康・福祉	
第1項 健康	80
第2項 福祉	89
第5節 産業	
第1項 農業	112
第2項 商業・工業	118
第3項 観光	121
第6節 教育	
第1項 学校教育	126
第2項 社会教育	134
第7節 計画の推進にあたって	
第1項 行政運営	146
第2項 広域行政	153
資料	155

おいきらめきプラン第2次実施計画の概要

1 計画策定の主旨

町では、平成32年度を目標とする大井町第5次総合計画「おいきらめきプラン」に基づき、将来像「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」の実現に向けた施策を推進していきます。

前期基本計画は、おいきらめきプランの基本構想に基づき、その実現のための基本的な施策を分野ごとに体系化したものであり、また、実施計画は基本計画に示された施策の実現のため、具体的な事業を年度計画で示し、予算編成の指針とするものです。

第2次実施計画は、平成26～27年度の2年間を期間として作成しています。

おいきらめきプランの構成



2 計画策定の方針

第2次実施計画の策定にあたっては、「ひとづくり・まちづくり・未来づくり」の理念に則りながら、前期基本計画の成長戦略及び重点分野に位置づけられた事業、緊急を要する事業、未来のまちづくりに貢献する事業を中心に据えると同時に、財政状況を鑑みながら効果的かつ現実的な事業となるよう心がけました。

3 財政収支の見通し

「おいきらめきプラン 前期基本計画」の施策を推進し、「第2次実施計画」に掲げる各事業を実施するための財政面での裏付けとして、平成26年度から平成27年度まで2年間の一般会計の歳入・歳出の総額を推計しました。推計にあたっては、平成26年度の予算額を基礎として、過去の伸びや事業費の積み上げ等により算出しました。

【 歳 入 】

自主財源のうち、町税については景気動向や制度改正等を勘案し、推計しました。また、依存財源については、国・県の動向を勘案した上で、実施予定事業の内容や過去の実績などを参考に推計しました。

【 歳 出 】

政策的経費及び臨時的経費は、「第2次実施計画」で予定する事業費を積み上げ推計しました。また経常的経費については、過去の実績による伸び等を勘案しました。

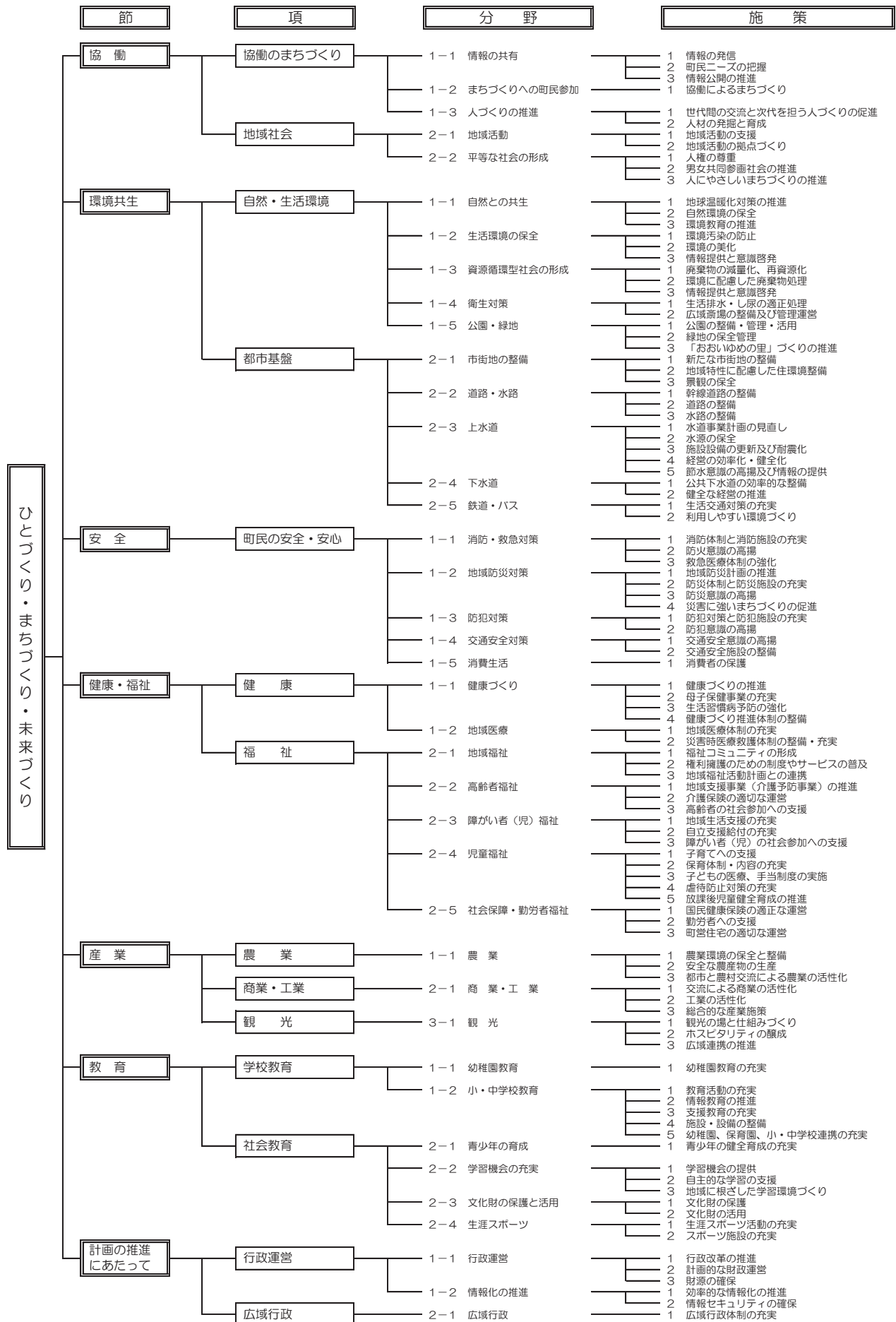
【 平成26年度から平成27年度までの推計表（一般会計） 】

（単位：百万円）

歳入		歳出	
○自主財源	6,912	○政策的経費	1,034
町 税	5,626	教育環境の整備	728
使用料及び手数料	148	産業立地と居住環境の創出	193
繰入金	346	相和地域の活性化	113
その他の自主財源	792	○臨時的経費	241
○依存財源	3,198	道水路の整備	163
地方交付税	602	その他	78
各種交付金等	615	○経常的経費	8,835
国・県支出金	1,781	人件費	2,395
町 債	200	扶助費	1,668
		公債費	427
		その他	4,345
合計	10,110	合計	10,110

平成27年度末 基金残高	1,046	平成27年度末 町債残高	1,849
--------------	-------	--------------	-------

■おいきらめきプラン体系図



1-1 情報の共有

町民と町とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、町民と町における情報の共有化や透明性・公開性を高めるとともに、行政情報の発信の場の拡充を図ります。

分野名、施策の方向

前期基本計画上の「分野」と分野ごとの「施策の方向」を示します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 情報の発信
- 1-1-② 町民ニーズの把握
- 1-1-③ 情報公開の推進

施策一覧

上記の分野ごとの「施策」の一覧表です。

1-1-① 情報の発信

施策名

本計画は、施策ごとに解説を行っており、これは「施策名」を示します。

広報紙や町ホームページの充実により、また、新聞や地域情報誌の活用により町民に積極的に情報を提供します。

施策概要

施策の内容です。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 町民に親しみやすい広報紙づくり				
2) ホームページの充実				

主な取り組みと実施予定

施策を構成する主な事業と実施年度です。
なお、実線は事業そのものの実施を示し、破線は事業の準備・検討段階であることを示します。

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
町民に親しみやすい広報紙づくり	自治会を通じた広報配布世帯率	%	84.0	88.0
ホームページの充実	ホームページアクセス数	回	113,800	130,000

主な事業の目標値

施策を構成する事業のうち主な事業について、平成27年度までに達成する目標を示します。

○ 現状と課題

町民に親しまれる広報紙づくりを進めるため、町民が多く登場する紙面作りや「まちかどレポーター※」により自治会や地域の出来事等の掲載をするとともに、町民視点からの、わかりやすい行政情報の提供を行うよう努めています。さらに、町のホームページへも積極的な情報掲載を行っています。

現状と課題

この施策が現在置かれている状況やその課題について説明しています。

用語の解説

右肩に※のある語句は巻末に資料として用語説明を示しています。

1) 町民に親しみやすい広報紙づくり

大井町自治基本条例に基づき、町民と町がまちづくりの情報を広く共有・公開するため、「まちかどレポーター」や各団体等から意見を伺いながら、広報紙の更なる改善や研究を行います。

事業内容

施策を構成する事業の内容について、その概要を説明しています。

第 1 章

重 点 施 策

【第1章 重点施策】

1 重点施策の構成

－ 3つの成長戦略と5つの重点分野－

前期基本計画では重点施策を大きく2つに分け、具体的な事業からなる「大井町成長戦略」と幅広く力を入れていく分野からなる「重点分野」で構成されます。

大井町成長戦略

(1) 教育環境の整備

(2) 産業立地と居住環境の創出

(3) 相和地域の活性化

重点分野

(1) 町民とともに進める協働のまちづくり

(2) 自然と共生し発展する社会の構築

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

(4) 町民と町の健康づくりの推進

(5) 次世代を担う子どもたちの健全育成

2 重点施策の内容

1. 大井町成長戦略

(1) 教育環境の整備

湘光中学校をはじめとする学校教育施設を整備・改修するとともに、次世代を担う子どもたちの健全育成のために諸環境の整備・充実を図ります。

【成長戦略を構成する施策と主な取り組み】

① 施設・設備の整備

老朽化、安全性の確保に対応した施設・設備の整備・改修と適正な維持管理を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 学校教育施設管理事業					132

(2) 産業立地と居住環境の創出

「金子吉原地区」の土地区画整理事業による良好な市街地の形成を促進します。

また、新たな企業の誘致等、企業経営が円滑に図れるよう土地の利活用について検討、促進します。

【成長戦略を構成する施策と主な取り組み】

① 新たな市街地の整備

良好な市街地を形成するため、「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進を図ります。

また、相互台地区の企業用地については、状況に応じたふさわしい用途への転換や地区計画制度などを活用し、土地利用の適正化を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進					48
・ 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進					
・ 都市マスタープランの策定					

② 総合的な産業施策

安定した財源確保及び地域の雇用促進のため、企業誘致に向けたインフラ整備等（用地の確保・道路等）の検討・推進を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 企業誘致に向けた検討・取り組み					120
・ 相互台地区における企業用地の土地利用の促進					

(3) 相和地域の活性化

人口減少時代を迎える中、交流人口の増加や農業の活性化をめざすため、特に人口減少が著しい相和地域において、農業基盤整備を行うとともに、「おいしいゆめの里」の整備を推進し、ビジターセンターを中心に農業と連携した観光事業を展開します。

【成長戦略を構成する施策と主な取り組み】

① 「おいしいゆめの里」づくりの推進

荒廃区域の整備を継続的に実施するとともに、ボランティア団体と協働し、下草刈りや植樹など、身近な里山への復元と保全を図ります。

また、当地を活用した自然観察会など学習機会の提供を図るとともに、近隣農地での収穫体験等を組み合わせたイベントを実施し、交流人口の増加や地域農業の活性化につなげます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・「おいしいゆめの里」整備事業の推進					47
・「おいしいゆめの里」保全活動への支援					

② 農業環境の保全と整備

「いこいの里・相和整備構想」に基づく農業生産基盤の整備を行います。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・相和地域活性化委員会による活性化施策の検討					112
・農業用道路及び水路の整備・改良					
・有害鳥獣対策の推進					
・中山間地域等直接支払制度の活用					
・グリーンツーリズムの推進					

③ 都市と農村交流による農業の活性化

種々の農産物を産出する本町の特性を生かし、都市住民に農業体験の機会を提供します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・各種イベントを活用した農村交流事業の実施					116
・「おいしいゆめの里」の活用					
・グリーンツーリズムの推進（再掲）					
・指定管理者制度等の導入の検討					

④ 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町村と連携し、ハイキングコースの設置など観光ネットワークの整備を推進します。

また、農業・商業・工業を結びつけたイベントを実施していく体制づくりを図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載頁
・「おおいゆめの里」の活用（再掲）					121

2. 重点分野

(1) 町民とともに進める協働のまちづくり

「協働のまちづくり」の基礎を築くため、町民が安全・安心に暮らせる良好な環境を整備し、町民一人ひとりの健康を通じて、町民と町の協働によるまちづくりを推進し、町の発展につなげます。

【重点分野を構成する施策と主な取り組み】

① 協働によるまちづくり

町民の自治運営への参加を促進するとともに、町が自治会や各種団体等の活動を支援し、町民と町が一体となったまちづくりの推進を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・まちづくり支援事業の充実					21

② 世代間の交流と次代を担う人づくりの促進

地域において世代間の交流の機会と次代を担う人づくりにかかわる場をつくるとともに、地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識の向上、社会規範の習得ができるような体制づくりを促進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・人づくり推進研修会の開催					22
・世代間交流事業の促進					

③ 人材の発掘と育成

町民が主体となってまちづくりを推進できるよう、地域のために自らの能力を提供する人材ボランティアの登録を推進するとともに、指導者として地域の人づくりの促進に努めます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・人材ボランティア登録の推進					23

④ 地域活動の支援

自治会等との連携を図り、その活動を支援するとともに、町民が積極的に地域活動へ参加できるような地域コミュニティの形成を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・自治会活動サポートセンターの推進					24

(2) 自然と共生し発展する社会の構築

本町の貴重な財産である自然環境を保全するとともに、町民・事業者・町が連携・協力しながら、地球・地域環境の保全を推進します。また、地域の特性を活かした住環境整備や環境保全型農業を推進し、人と自然が共生したまちづくりをめざします。

【重点分野を構成する施策と主な取り組み】

① 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス発生量を抑制する日常生活や事業活動の促進、太陽光発電装置の普及など自然エネルギーの有効利用の促進などを図るため、関連情報の充実や国・県と連携した温室効果ガス削減に関する施策を推進します。

また、町も自らの事業活動に伴い温室効果ガスを発生させている事業者であることから、削減目標達成に向けた取り組みの徹底を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・大井町環境基本計画の推進					30
・大井町庁内環境配慮行動計画の推進					
・エコ・タウンおおい推進協議会の活動					
・再生可能エネルギー等の有効活用					
・エコカーの普及促進					

② 自然環境の保全

かけがいのない郷土の財産である自然環境の保全を推進します。管理が不十分なことから荒廃が進む森林や里山を、自然に親しみ学習することができる空間としての利活用や整備を推進し、あわせて自然保護、防災対策を図ります。

また、酒匂川の清流、景観の維持に努めるとともに、町内の貴重動植物の保護と生物多様性の保全を図っていきます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・地域水源林整備事業の促進					32
・おおい自然園の調査・研究					
・おおい自然園ガイド作成に向けた準備					

③ 新たな市街地の整備

良好な市街地を形成するため、「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進を図ります。

また、相互台地区の企業用地については、状況に応じたふさわしい用途への転換や地区計画制度などを活用し、土地利用の適正化を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進					48
・市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進					
・都市マスタープランの策定					

④ 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線（篠窪バイパス）については、県など関係機関と調整を図りながら、早期整備を促進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の全線整備の要望					51
・県道秦野大井（篠窪バイパス）の早期完成の要望					

⑤ 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路の整備や「いこいの里・相和整備構想」に基づく農業生産基盤の整備を行うとともに、既存施設の長寿命化を図るため、日常点検や計画的補修・補強など体系的管理手法を検討します。

また、「耕作放棄地対策協議会」を設置して遊休農地の解消策を講じ、復元した農地を利用するの農業体験の受け入れや担い手への農地利用集積などを推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・農業用道路及び水路の整備・改良					112
・地域農業の担い手の育成					
・耕作放棄地対策の推進					
・有害鳥獣対策の推進					
・中山間地域等直接支払制度の活用					
・グリーンツーリズムの推進					
・6次産業化の促進					

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

町民が安全で安心して暮らせるよう、自主防災組織をはじめとして、地域における防災安全対策や防災安全教育及び啓発事業の充実を図るとともに、防犯体制の充実や交通安全意識の高揚を図ります。

【重点分野を構成する施策と主な取り組み】

① 消防体制と消防施設の充実

足柄消防組合及び消防団の充実強化とその連携を強めることにより消防体制の更なる向上を図るとともに、消防水利の確保及び老朽化した施設・器具の更新・維持管理等を計画的に実施することにより、消防施設などの充実を図ります。

また、県西地域2市8町における消防広域化について取りまとめた「広域消防グランドデザイン」をもとに引き続き調査検討を進めていきます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 消防の広域化に伴う連携強化					66
・ 消防団の充実					
・ 消防水利、消防施設の整備充実					

② 防災体制と防災施設の充実

防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 防災拠点の整備					71
・ 地域防災リーダーの育成及び活用					
・ 自主防災資機材等整備事業					
・ ボランティア等のネットワークの強化					

③ 防犯対策と防犯施設の充実

関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの活動への支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、防犯施設の整備を推進するとともに、防犯灯の設置及び管理について、更なる適正化を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ にこにこパトロール隊の活動支援					74
・ 防犯灯の設置					

④ 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報紙の活用など、様々な機会をとおして交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全の学習機会を充実し、ルールの徹底やマナーの向上を図ります。

また、交通安全団体などの活動を支援します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・交通安全運動街頭キャンペーンの実施					76
・園児・児童への交通安全教室の実施					
・交通安全団体（交通指導隊）の活動支援					
・危険箇所の点検					

⑤ 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・交通安全施設の設置・維持管理					77
・横断歩道設置の促進					

(4) 町民と町の健康づくりの推進

保健・医療・福祉・教育の各機関と地域の連携を深め、地域全体で健康づくりを支え、町民一人ひとりが健やかに暮らせる環境を築きます。

また、優良企業の誘致をはじめ、総合的な産業施策を進めることにより、安定した財源を確保し、町財政の健全化を図ります。

【重点分野を構成する施策と主な取り組み】

① 健康づくりの推進

町民自らが健康に関する意識の向上を図るため、栄養・運動・予防・こころの健康などの情報を提供するとともに、各種健康診査の受診率や各種予防接種ワクチンの接種率の向上を図るなど、健康づくりの推進に努めます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載頁
・健康に関する取り組みの実施					80
・予防接種事業の実施					
・感染症予防対策の推進					

② 地域支援事業（介護予防事業）の推進

高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業（介護予防事業）を継続して実施します。

特に、生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

また、地域包括支援センターにおいて、町民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載頁
・介護予防に関する情報提供					93
・生活機能低下者の早期発見					
・介護予防事業の実施					
・介護予防ケアマネジメントの実施					
・総合的な相談・支援					

③ 総合的な産業施策

安定した財源確保及び地域の雇用促進のため、企業誘致に向けたインフラ整備等（用地の確保・道路等）の検討・推進を図ります。

また、自然環境や田園景観に配慮した計画的な土地利用を検討します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載頁
・企業誘致に向けた検討・取り組み					120
・相互台地区における企業用地の土地利用の促進					

(5) 次世代を担う子どもたちの健全育成

幼稚園、保育園、小・中学校の連携を深め、子どもたちの基礎学力や体力、社会力の向上を図ることで、これからの大井町を担う子どもたちの健全育成に努めるとともに、幼児教育のより一層の支援・充実を進め、町の発展をめざします。

【重点分野を構成する施策と主な取り組み】

① 保育体制・内容の充実

多様化する保育需要に対応するため、民間保育所との連携及び広域入所を活用するとともに、幼稚園との交流の促進や保育園と幼稚園・小学校がより連携できる体制づくりを研究するなど、保育施策の充実を図ります。

また、公立保育所においては、保護者・地域のニーズに対応し、より信頼され、質の高い保育所運営の創造に努めます。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 保育体制の充実					102
・ 保育内容の充実					

② 幼稚園教育の充実

3年保育体制を踏まえた教育活動を充実させるため、教育課程と教育環境の整備を図るとともに、教員の資質の向上に努めます。

また、保育園や小学校との交流活動を充実させるとともに、情報交換や連絡調整を密にすることにより、小学校教育への円滑な接続を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 幼稚園教育課程の研究					126
・ 幼稚園・保育園・小学校の連携の促進					
・ 地域における幼児期の教育センターとしての役割の推進					

③ 幼稚園、保育園、小・中学校連携の充実

幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領を踏まえ、調和のとれた教育課程の編成に努めます。

また、幼稚園、保育園、小・中学校間の連携や交流を推進し、教育情報の共通理解・情報交換に努め、幼稚園、保育園、小学校、中学校への円滑な接続を図ります。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・ 学力向上支援事業の推進					133
・ 幼稚園、保育園、小・中学校の連携の促進					

④ 青少年の健全育成の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援など健全育成事業を推進します。

取り組み / 年度	25	26	27	28	記載ページ
・地域青少年指導者と学校等との合同会議の開催					134
・ジュニアリーダーの育成					
・青少年育成会への支援					
・社会環境浄化活動の推進					
・野外体験事業の開催					

第 2 章

施策別計画

第 1 節 協 働

第1節 協働

第1項 協働のまちづくり

1-1 情報の共有

町民と町とが互いに情報を共有し、理解を深めていくため、町民と町における情報の共有化や透明性・公開性を高めるとともに、行政情報の発信の場の拡充を図ります。一方で、まちづくりの指針となる町民ニーズの把握に努め、町政に反映させる体制の充実を進めていきます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 情報の発信
- 1-1-② 町民ニーズの把握
- 1-1-③ 情報公開の推進

1-1-① 情報の発信

広報紙や町ホームページの充実により、また、新聞や地域情報誌の活用により町民に積極的に情報を提供します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 町民に親しみやすい広報紙づくり				
2) ホームページの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
町民に親しみやすい広報紙づくり	自治会を通じた広報配布世帯率	%	84.0	88.0
ホームページの充実	ホームページアクセス数	回	113,800	130,000

○ 現状と課題

町民に親しまれる広報紙づくりを進めるため、町民が多く登場する紙面作りや「まちかどレポーター※」により自治会や地域の出来事等の掲載をするとともに、町民視点からの、わかりやすい行政情報の提供を行うよう努めています。さらに、町のホームページへも積極的な情報掲載を行っています。

1) 町民に親しみやすい広報紙づくり

大井町自治基本条例に基づき、町民と町がまちづくりの情報を広く共有・公開するため、「まちかどレポーター」や各団体等から意見を伺いながら、広報紙の更なる改善や研究を行います。

2) ホームページの充実

ホームページが見やすく、わかりやすくなるよう、音声や動画を活用するなど引き続き改善します。

さらに、町民が新しい情報をすみやかに取得できるよう、町職員で構成するホームページ委員会を活用し、積極的に情報を掲載します。

1-1-② 町民ニーズの把握

町政懇話会の開催や「わたしの提案・意見」制度を充実し、幅広い層からの町民ニーズの適正な把握に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 広聴事業の充実				
2) 新たな町民ニーズの把握方法の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
広聴事業の充実	町政懇話会参加者数	人	149	200

○ 現状と課題

町政懇話会では、町長出席のもと毎年テーマを決めて開催しています。町の事業等の説明を行うとともに、テーマに沿った提案・意見を伺い、町民の町政への参加場所として成果をあげています。しかし、参加者や年齢層の固定化等の課題があります。

このほか、町内現況巡視を隔年で実施し、各自治会を回っていますが、きめ細かな対応への要望もあり、実施方法等を検討する必要があります。

また、「わたしの提案・意見」を実施し、町民からの提言や意見等をいただいています。

1) 広聴事業の充実

引き続き町政懇話会や町内現況巡視を開催します。

町政懇話会では、町の行政情報を伝え、町長及び町職員と町民との対話を積極的に行い、そこでの提言や意見を町政に反映することをめざします。

町内現況巡視は、開催方法について研究します。

「わたしの提案・意見」は、引き続き広聴事業の一環として実施します。町民が積極的に提案や意見を行いやすい方法について研究します。

2) 新たな町民ニーズの把握方法の検討

素早く町民ニーズを把握するために、ホームページ等を使ったアンケートシステム等を検討します。

また、ホームページ委員会でSNS等の情報ツールの研究を継続して行います。

1-1-③ 情報公開の推進

町民の知る権利を保障するとともに、個人情報に配慮し、情報公開条例に基づきながら公開を推進し、町民と町における情報の共有化や透明性・公開性を高めていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 情報公開制度の適正な運用				
2) 情報公開コーナーに配架する資料の充実				

○ 現状と課題

平成14年4月に大井町情報公開条例を制定し、町民への説明責任を果たすため、制度の適正な運用に努めています。今後も引き続き個人情報等の非公開情報の安全な取扱いの徹底と積極的な情報提供の推進が必要となっています。

1) 情報公開制度の適正な運用

情報公開が適正に実施されるよう審査会を運営します。

また、公開請求に対する決定については、条例で定められている日数よりも短期間で行えるよう手続きの迅速化を推進します。

2) 情報公開コーナーに配架する資料の充実

自由に閲覧できる資料を増やし、町民等へ積極的に情報提供します。

また、情報公開コーナーで閲覧できる資料をホームページで紹介していきます。

1-2 まちづくりへの町民参加

町民の自治運営への参加を促進し、町民主権の自治の実現を図ります。

【これから取り組む主な施策】

1-2-① 協働によるまちづくり

1-2-① 協働によるまちづくり

町民の自治運営への参加を促進するとともに、町が自治会や各種団体等の活動を支援し、町民と町が一体となったまちづくりの推進を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) まちづくり支援事業の充実				

○ 現状と課題

大井町をもっと住み心地の良いまちにしていけるためには、町民、議会及び町が協働※してまちづくりを進めることが大切です。

今後、まちづくりへ積極的に参加していただき、町民の意見を町政に反映させる体制づくりを進めていく必要があります。このため、町民団体等を対象とした補助制度を充実させるなど、町民の自治運営への参加を促進していくことが必要です。

1) まちづくり支援事業の充実

大井町自治基本条例に基づき、町民の皆様との「協働のまちづくり」をめざし、自治会や各種団体等、町民と町が一体となったまちづくりの推進を図るため、多くの方々に事業を活用して、まちづくりに参加していただけるよう補助を実施します。

1-3 人づくりの推進

人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりをめざすとともに、地域社会に貢献できる町民の育成を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 1-3-① 世代間の交流と次代を担う人づくりの促進
- 1-3-② 人材の発掘と育成

1-3-① 世代間の交流と次代を担う人づくりの促進

地域において世代間の交流の機会と次代を担う人づくりにかかわる場をつくるとともに、地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識の向上、社会規範の習得ができるような体制づくりを促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 人づくり推進研修会の開催				
2) 世代間交流事業の促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
人づくり推進研修会の開催	参加人数	人	25	40

○ 現状と課題

近年の情報化社会の進展や人間関係の希薄化により、地域での人のつながりが少なくなっています。今後は、地域において世代間の交流機会や次代を担う人づくりにかかわる場を提供し、人づくりを積極的に推進する必要があります。

1) 人づくり推進研修会の開催

地域活動の円滑な運営ができるよう、人づくりの推進者育成のための「人づくり推進研修会」を開催します。

2) 世代間交流事業の促進

地域における世代間の交流を積極的に推進するため、「昔あそび」、「伝統・行事料理」、地域の自然、歴史等を学習できる事業を開催します。

また、地域の豊富な知識と優れた技術をもつ人材を指導者として、次世代に広く継承していくよう努めます。

1－3－② 人材の発掘と育成

町民が主体となってまちづくりを推進できるよう、地域のために自らの能力を提供する人材ボランティアの登録を推進するとともに、指導者として地域の人づくりの促進に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 人材ボランティア登録の推進				

○ 現状と課題

地域には伝統文化、自然や歴史等の知識を有する人材がたくさんいます。また、団塊の世代を含め、地域で活躍できる人も多くいます。そのような人材を活用し、指導者として地域の人づくりのため積極的に活動していただくよう促進する必要があります。

1) 人材ボランティア登録の推進

地域の交流学习を推進し、地域社会の連帯感の回復を図るため、人材ボランティア登録を進め、指導者として地域に紹介し、地域活動の支援に努めます。

第2項 地域社会

2-1 地域活動

自治会や各種団体等の活動を支援するとともに、地域活動の拠点づくりを進めます。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① 地域活動の支援

2-1-② 地域活動の拠点づくり

2-1-① 地域活動の支援

自治会等との連携を図り、その活動を支援するとともに、町民が積極的に地域活動へ参加できるような地域コミュニティの形成を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 自治会活動サポートセンターの推進				

○ 現状と課題

町民の自治会への加入率が年々低下し、地域の連帯性の希薄化が自治会活動における課題となっています。町では、自治会加入を促進するため、自治会加入のパンフレットを作成し、転入者に配布することで加入の促進を図っています。

さらに、自治会と町とのつながりを密にするため、自治会活動サポートセンターを充実していく必要があります。

1) 自治会活動サポートセンターの推進

自治会活動の支援窓口として開設した自治会活動サポートセンターにおいて、自治会活動に関する相談や要望に対応し、機を捉え自治会へ出向き、地域の課題解決に取り組みます。

2-1-② 地域活動の拠点づくり

地域活動の拠点となる集会施設などの整備や建替えなどを支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 自治活動の拠点整備				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
自治活動の拠点整備	集会施設整備数	箇所	0	1

○ 現状と課題

町では、地域の活動拠点として重要な集会施設の建替えや改修の補助を行ってきました。引き続き、要請に基づき、町は改修などの支援をする必要があります。

1) 自治活動の拠点整備

引き続き、「大井町自治会集会施設等整備推進要綱」に基づき、建替えや改修を支援していきます。

また、建替えや改修等にあわせて、誰にでもやさしく使いやすい施設の整備を進めます。

2-2 平等な社会の形成

町民一人ひとりの人権が尊重される差別を許さない社会に向け、人権意識の啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向け、町民の意識啓発を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 2-2-① 人権の尊重
- 2-2-② 男女共同参画社会の推進
- 2-2-③ 人にやさしいまちづくりの推進

2-2-① 人権の尊重

町民が人権について関心をもってもらえるような啓発活動や教育を推進し、お互いを認め合う、心のふれあうまちをめざします。

また、人権を守るため、人権侵害に関する相談窓口を引き続き開設します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 人権尊重意識啓発の推進				
2) 総合相談の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
人権尊重意識啓発の推進	街頭キャンペーン参加人数	人	400	500

○ 現状と課題

人権に関する講演会の開催や広報紙等による周知により、町民に人権を身近なものとして感じていただくよう努めてきました。なお、講演会の参加者については、広範な住民に参加していただけるよう企画内容を工夫し、実施する必要があります。

また、人権侵害等に関する相談窓口の一つとして総合相談を定期的に開催しました。直接人権にかかわる相談は、教育や福祉部門における各種相談窓口において個別に受け付けております。様々な相談から、人権侵害事例の端緒をいち早くつかむとともに、潜在的な相談需要に応えるためにも、引き続き総合相談窓口を開設し、相談員及び担当職員の相談業務に関する資質向上に努める必要があります。

1) 人権尊重意識啓発の推進

街頭キャンペーンの実施や人権に関する講演会等の開催を通じ、町民の人権に対する理解、関心を醸成し、人権尊重意識をはぐくんでいきます。

2) 総合相談の実施

人権侵害に関する相談を含め、町民からの各種の相談を受け付けるため、総合相談員による相談日を毎月1回設けます。相談者は、総合相談員から助言を受けたり、より専門的な相談機関について情報を得たりすることができます。また、相談日以外でも担当課職員が相談に対応し、問題解決に向けて支援します。

2-2-② 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現へ向けて意識啓発を図るとともに、女性の積極的な登用などにより、女性の社会参画を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 男女共同参画への意識の啓発				
2) 女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発				

○ 現状と課題

近年、男女共同参画関連の法令が整備され、女性が働きやすい職場環境の整備が進められてきましたが、女性の就業率は依然として低く、家事や育児、介護の負担は女性に偏っているのが現状です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定にもかかわらず、社会的認識はいまだ不十分なため、暴力を未然に防止するための取り組みが必要です。

1) 男女共同参画への意識の啓発

性別にかかわらず、町民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、男女共同参画の気運を盛り上げるため、講演会の開催等を通じた啓発活動を行います。

2) 女性に対する暴力を根絶するための意識の啓発

毎年11月12日から25日まで、全国的に「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されていますので、この運動期間にあわせて、広報紙等を活用し、啓発に取り組みます。

2-2-③ 人にやさしいまちづくりの推進

障がいの有無や年齢、性別などにかかわらず、誰にでも隔たりがなく、やさしい社会を形成していくため、人にやさしいまちづくりの実践を進めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 人にやさしいまちづくりの推進				

○ 現状と課題

障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、あらゆる人が公共施設を利用しやすいようにバリアフリー等の整備を進めてきました。今後も引き続き、この理念に基づいたまちづくりを進めていく必要があります。

1) 人にやさしいまちづくりの推進

町が新たに実施する都市基盤の整備やサービスを実施する際には、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、誰もが使いやすいようにデザインするなど、人にやさしいまちづくりを推進していきます。

第 2 節

環境共生

第2節 環境共生

第1項 自然・生活環境

1-1 自然との共生

地球温暖化など環境問題に関する情報提供、環境教育を推進するとともに、町内の森林・酒匂川等、優れた自然環境の保全を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 地球温暖化対策の推進
- 1-1-② 自然環境の保全
- 1-1-③ 環境教育の推進

1-1-① 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス発生量を抑制する日常生活や事業活動の促進、太陽光発電装置の普及など自然エネルギーの有効利用の促進などを図るため、関連情報の充実や国・県と連携した温室効果ガス削減に関する施策を推進します。

また、町も自らの事業活動に伴い温室効果ガスを発生させている事業者であることから、削減目標達成に向けた取り組みの徹底を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 大井町環境基本計画の推進				
2) 大井町庁内環境配慮行動計画の推進				
3) エコ・タウンおおい推進協議会の活動				
4) 再生可能エネルギー等の有効活用				
5) エコカーの普及促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度見込み	平成27年度目標
大井町庁内環境配慮行動計画の推進	公共施設CO ₂ 排出量	t	1,873*	1,484
エコカーの普及促進	エコカー補助交付件数	件	3	5
	電気バイク補助交付件数	件	—	5
	急速充電施設補助交付件数	件	—	2

*平成24年度見込み値

○ 現状と課題

町では、大井町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となって環境に関する施策を推進しています。

また、環境問題についても、町民、事業者、行政が一体となって進める必要があることから、環境施策の検討については、有識者等を交えて町民、事業所等との協働により推進する必要があります。

さらに、事業者のひとつである町についても、事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減目標に向けた取り組みをより一層推進する必要があります。

1) 大井町環境基本計画の推進

大井町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進します。

また、計画の進行管理を行うため、環境施策の進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みづくりを進めます。

2) 大井町庁内環境配慮行動計画の推進

環境基本計画を推進するため、新たな大井町庁内環境配慮行動計画を策定し、町自ら事務事業を行う上で環境に配慮した行動を推進し、率先して環境負荷の低減を図るとともに、地球環境に対する職員の意識啓発を図ります。

3) エコ・タウンおおい推進協議会の活動

地球温暖化や自然環境に関する有識者・町民等により組織する「エコ・タウンおおい推進協議会」により、低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生型社会の構築へ向けた環境施策の検討を進めるとともに、環境基本計画に定めた施策の取り組みや進捗状況を評価するとともに、各種施策の策定や事業計画の立案につなげます。

4) 再生可能エネルギー等の有効活用

自然エネルギーの利用促進を図るため、町民を対象とした住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を実施します。

また、太陽光や風力等の再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、国や県等における補助制度等の情報を積極的に提供するとともに、国・県と連携し、再生可能エネルギーの導入促進に関する施策を推進します。

5) エコカーの普及促進

エコカーの普及促進を図るため、町民や町内の事業者等を対象とし、電気自動車等の購入補助、急速充電器設備の設置補助制度を実施するとともに、電気自動車を対象とした軽自動車税免除制度を実施します。

また、環境展等のイベントにおいて、エコカーの展示や試乗会を実施し、普及促進を図ります。

1-1-② 自然環境の保全

かけがいのない郷土の財産である自然環境の保全を推進します。管理が不十分なことから荒廃が進む森林や里山を、自然に親しみ学習することができる空間としての利活用や整備を推進し、あわせて自然保護、防災対策を図ります。

また、酒匂川の清流、景観の維持に努めるとともに、町内の貴重動植物の保護と生物多様性の保全を図っていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 地域水源林整備事業の促進				
2) おおい自然園の調査・研究				
3) おおい自然園ガイド作成に向けた準備				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
地域水源林整備事業の推進	対象森林整備率	%	13.7	23.29
おおい自然園の調査・研究	広報掲載件数	件	12	14

○ 現状と課題

町内の森林等の自然環境は管理が不十分なことから荒廃が進んでいます。森林や里山等の自然環境は、かけがいのない郷土の財産であり、また、県内の水源林として重要なエリアに位置づけられているため、その再生整備を推進する必要があります。

また、大井町は、気候が温暖で自然豊かな土地柄であり、風光明媚な景観が、人々の心を豊かに育ませてきました。しかし、近年の都市化の進展や生活様式の変化により自然形態も変わりつつあります。

そこで、身近にある豊かな自然について親しみ、郷土の自然環境について見つめ直すため、町全体を一つの自然博物館（自然園）と捉え、自然観察会を開催したり、町の魅力を広報で毎月紹介しています。

1) 地域水源林整備事業の促進

管理が不十分なことから荒廃が進む森林や里山について、神奈川県が進めている、かながわ森林再生50年構想との整合を踏まえ、水源林となるエリアの森林保全・再生整備を推進します。

2) おおい自然園の調査・研究

大井の動植物、昆虫、地質・地形の3つの分野について広報やホームページで毎月紹介するとともに、季節ごとに自然観察会を開催し、あわせて調査・研究を行います。

3) おおい自然園ガイド作成に向けた準備

町全体を自然博物館と捉え、四季を通じて見られる動植物や地形、地質を紹介するため、自然観察ガイドの作成に向けた準備を行います。

1-1-③ 環境教育の推進

町の自然の素晴らしさを学習し、大切にしていこうとする心を育むため、町全体を自然博物館として事業の推進を図り、豊かな自然観の醸成に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 環境展の開催				
2) おおい自然園事業の充実				
3) 再生可能エネルギーに関する学習機会の提供				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
環境展の開催	環境展来場者数	人	1,800	2,000
おおい自然園事業の充実	参加者の満足度	%	90	100

○ 現状と課題

環境問題は町民の関心が高い一方、身近なものとしては捉えにくい点があり、町民自身が行動に移し、大きな取り組みとなるまでは至っていません。

大井町環境展の開催を通じ、環境問題をより身近に捉え、自らの行動に移してもらえよう、内容の充実を図るとともに、下山田町有地に建設された大規模太陽光発電所（メガソーラー）を環境教育の場として活用し、町民の環境意識の醸成につなげる必要があります。

また、町の素晴らしい財産である自然環境を次代に引き継いでいくため、おおい自然園の調査・研究成果の発信や環境教育、観光における活用等につなげていく必要があります。

1) 環境展の開催

エコカーや再生可能エネルギー利用等の環境保全のための新技術の紹介、リサイクル商品や環境配慮商品等の紹介、ごみ問題や環境問題等の現状紹介、子どもを対象とした環境教育等、環境をテーマとした題材を取りそろえた「大井町環境展」を隔年実施し、町民の環境意識の向上に努めます。また、ごみ拾いウォーキングを行うなど参加型イベント要素も取り入れた中で、展示等のみにとらわれない総合的な環境イベントにしていきます。

2) おおい自然園事業の充実

町の豊かな自然を知り、守るため、自然観察会及び自然展示会を開催します。

また、おおい自然園事業に関わる人材を育てるサポーターを養成します。

3) 再生可能エネルギーに関する学習機会の提供

メガソーラー設置運営事業者との協働により、町民及び児童生徒へのメガソーラー施設見学会等を開催し、地球温暖化防止対策、エネルギー対策に係わる環境教育の場として活用し、町民の環境意識の醸成につなげます。

1-2 生活環境の保全

町民・事業者・町が連携し、きれいで環境への負荷が少ない生活環境の実現を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-2-① 環境汚染の防止
- 1-2-② 環境の美化
- 1-2-③ 情報提供と意識啓発

1-2-① 環境汚染の防止

事業者に対し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例や関係法令等に基づき、公害の発生防止や公害発生時における早期対応の徹底を図るため、県と連携し、立ち入り調査、指導等を行います。

また、大気汚染を防止するため、廃棄物の野焼き防止の指導を実施するとともに、剪定枝破砕処理事業の推進により、未然防止を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 主要河川水質検査の実施				
2) 自動車利用の抑制				
3) 剪定枝破砕処理事業の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 見込み	平成27年度 目標
主要河川水質検査の実施	水質基準達成度	%	98.8	100
剪定枝破砕処理事業の実施	剪定枝収集量	t	106	120
	野焼き苦情件数	回	10	0

○ 現状と課題

町内主要河川の水質検査を年2回実施し、河川監視を行っていますが、現在までには汚染を示すような異常値は観測されていません。検査結果については、ホームページ等へ掲載し、広く町民に情報提供を行っていますが、今後は、環境学習等関連分野での活用も求められています。

自動車利用の抑制については、現在、町民・事業者に対するノーカーデー※の実施や普及、公共交通機関の利用を促進する広報や事業が少ないことから、今後、広報等の計画的な実施が必要です。

剪定枝の無料回収及び破砕処理事業は、野焼きの防止とごみ減量化のための事業として町民に浸透してきています。今後も引き続き、この事業について、より身近な環境施策として町民の皆様にご利用していただけるよう呼びかけていく必要があります。

1) 主要河川水質検査の実施

町内を流れる主要な河川・用水路9箇所において、水質検査を実施し、町内の水質状況を把握するとともに、良好な水質環境を維持するための監視活動を進めます。

また、この結果を町ホームページや広報紙に掲載し、町民に広く情報提供するとともに、町民の河川や水質に対する監視の目を広げていきます。

2) 自動車利用の抑制

町民や事業者の皆様に対し、自動車の排気ガスの抑制に向けた、ノーカーデーの実施と普及

を推進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

3) 剪定枝破碎処理事業の実施

野焼きという形で処理されることの多かった剪定枝について、町が無料回収し、破碎処理によるチップ化リサイクルを行う「剪定枝破碎処理事業」を実施し、野焼きによる大気汚染や悪臭の防止を図るとともに、チップ化リサイクルという手段を用いることにより、可燃ごみの減量化と資源の有効活用を促進します。

1-2-② 環境の美化

酒匂川統一美化キャンペーン等の開催をはじめ、町民や事業者による自発的な環境美化運動の支援・促進等、環境美化に関する意識啓発活動を県や近隣市町と連携して行います。

また、環境パトロール等による不法投棄に対する監視活動や投棄物の撤去を実施し、その発生抑制を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 環境美化活動の支援				
2) 環境パトロールの実施				
3) 不法投棄撲滅運動の実施				
4) ペットの飼い方マナーの推進				

《主な事業と目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 見込み	平成27年度 目標
環境美化活動の支援	美化活動実施回数	回	38	38

○ 現状と課題

環境パトロールにより不法投棄の発生防止やその発生状況の把握、二次投棄防止のための早期撤去作業を行っています。そのため、不法投棄量は減少傾向にありますが、撲滅に向けて事業を推進するとともに啓発事業を展開する必要があります。

ペットの飼い方マナーについては、広報紙や看板等により周知を図っており、今後も継続した啓発活動を行う必要があります。

1) 環境美化活動の支援

町内の美化活動の促進を目的として、自治会が自発的かつ計画的に行う町内の美化清掃活動に対し、美化運動推進助成金を交付します。

また、自主的にごみ拾い等を実施している団体に対し、ごみ袋の提供やごみの回収等の支援を行います。

2) 環境パトロールの実施

不法投棄防止を目的としたパトロールを実施するとともに、不法投棄物の撤去及び投棄多発箇所への再発防止策を実施します。

3) 不法投棄撲滅運動の実施

県、県西地区の市町や事業者等により組織する県西地域廃棄物対策推進協議会と連携し、不法投棄防止パトロールを進めるとともに足柄上地域不法投棄防止監視員制度の推進や各種啓発活動等を実施します。

4) ペットの飼い方マナーの推進

ペットを飼う家庭に対して、ペットの飼い方マナー向上を図るため、広報紙等による啓発を行うとともに、フン等による被害多発箇所に看板を設置します。

1-2-③ 情報提供と意識啓発

町民や事業者に対し、町の広報紙、ホームページ等により生活環境に関する情報を提供するとともに、学校等と連携した環境教育などをおして、環境問題に関する意識の啓発を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) ホームページ環境コーナーの充実				

○ 現状と課題

環境問題は町民の関心が高い一方、身近なものとしては捉えにくい点があり、町民自身が行動に移し、大きな取り組みとなるまでは至っていません。

町のホームページには、環境に関する各種情報を掲載していますが、さらに町民の皆様が容易にアクセスでき、情報が入手できるよう環境コーナーを充実させ、新しい情報の提供に努める必要があります。

1) ホームページ環境コーナーの充実

町のホームページ上の環境情報を充実させ、町民の皆様に環境に関する幅広い情報を提供します。

1-3 資源循環型社会の形成

町民・事業者・町が一体となって、廃棄物の減量化や再資源化、適正な廃棄物の処理に取り組めます。

また、各種広報活動を通じた廃棄物に対する意識の啓発を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 1-3-① 廃棄物の減量化、再資源化
- 1-3-② 環境に配慮した廃棄物処理
- 1-3-③ 情報提供と意識啓発

1-3-① 廃棄物の減量化、再資源化

町民や事業者に対し、廃棄物の減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、廃棄物の分別収集の徹底や新たな分別収集の検討により、廃棄物の減量化、再資源化を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 廃棄物分別収集事業の推進				
2) 資源回収奨励金交付事業の推進				
3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進				
4) 段ボールコンポスト普及啓発事業				
5) 書道反古紙再生プロジェクト事業				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度見込み	平成27年度目標
廃棄物分別収集事業の推進	資源ごみ割合	%	21.2	22.0
	廃棄物減少率	%	0	1.2
資源回収奨励金交付事業の推進	資源回収量	t	72*	192

* 平成24年度実績値

○ 現状と課題

廃棄物のリサイクルに伴い、ごみの排出方法の複雑化や新たな費用負担等、町民の負担も増えています。そのような中で、町民の皆様の理解を得るためには、分別収集によるごみ処理経費の軽減と天然資源の使用抑制について、十分な知識を持っていただいた上で、分別収集への理解と協力を要請していく必要があります。

また、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再使用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）の3R意識の高揚を図るため、関連事業及び啓発事業の推進が必要です。

剪定枝のチップ化については、継続した制度周知を行うとともに、公共施設を含めた利用促進を図り、より身近な資源循環を多くの方に体験していただくことが重要です。

1) 廃棄物分別収集事業の推進

可燃ごみを減らし、資源ごみの割合を増やすためには、現在の分別収集の徹底をさらに高める必要があります。分別収集の徹底を図るため、各種リサイクル制度等の周知、啓発に一層努めるとともに、可燃ごみの組成分析調査を実施し、今後の分別収集のあり方についての検討の資料とします。

また、使用済みの小型電子機器などに使われている金属など有用な資源のリサイクルを進めるため、収集方法や制度の周知、啓発を図ります。

2) 資源回収奨励金交付事業の推進

ごみの減量化と資源の有効利用に対する意識を高めるために、地域住民で組織する各種団体が実施している資源回収活動に対して奨励金を交付します。

3) 剪定枝チップ利用促進事業の推進

町の剪定枝無料回収及び破碎処理事業を通じて生成された剪定枝チップの利用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での町民の幅広い活用を促進します。

4) 段ボールコンポスト普及啓発事業

燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図ります。

5) 書道反古紙再生プロジェクト事業

町内小学校の毛筆授業で発生する使用済みの半紙を再生・再利用し、ごみの減量と再資源化を図るとともに本事業をとおり環境教育を推進します。

1-3-② 環境に配慮した廃棄物処理

環境に配慮した廃棄物の適正処理を図るため、足柄東部清掃組合の処理施設の整備・充実を図るとともに、廃棄物処理の広域化を検討・推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 廃棄物処理施設の延命化				
2) ごみ処理広域化事業の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 見込み	平成27年度 目標
廃棄物処理施設の延命化	廃棄物処理量	t	4,467	4,414

○ 現状と課題

中井町・大井町・松田町の3町で構成する足柄東部清掃組合の処理施設は、施設の適正運用及び施設の延命化を図るため維持管理を進めています。

また、足柄上地区1市5町では、平成25年4月に「あしがら上地区資源循環型処理施設整備調整会議」を設置し、ごみ処理の広域化に向けて検討を開始しました。

1) 廃棄物処理施設の延命化

足柄東部清掃組合の処理施設の延命化措置を施し、適正な維持管理を進めるとともに、施設運営の効率化を図ります。

2) ごみ処理広域化事業の推進

県が定めるごみ処理広域化の枠組みである県西ブロックの足柄上地区において、ごみの減量や資源化、ダイオキシン類の排出抑制を図るため、ごみ処理の広域化に向けて検討を進めます。

1－3－③ 情報提供と意識啓発

町民や事業者に対し、町の広報紙、ホームページ等により廃棄物に関する情報を提供するとともに、廃棄物に関する意識の啓発をととして、廃棄物の発生抑制・分別の徹底を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 各種リサイクル制度の周知				

○ 現状と課題

冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコンやパソコンといった家電製品や自動車・オートバイ等、近年、各種リサイクル法令の制定に基づき、生産者主導でリサイクルされるものが増えてきています。町民が適正なリサイクルを行えるよう、制度の内容について情報提供するとともに、資源循環型社会の形成に向け意識啓発を進める必要があります。

1) 各種リサイクル制度の周知

適正にリサイクルが行われるよう、広報紙やホームページ等により各種制度の情報提供を行います。あわせて、リサイクル制度の窓口となる小売店等にも正しい知識と認識を持って対応していただけるよう、指導に努めていきます。

1-4 衛生対策

生活排水・し尿処理施設の維持・管理とともに、施設の適切な運営を推進します。
また、広域斎場整備の推進とともに、供用開始後の管理運営の検討を進めます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-4-① 生活排水・し尿の適正処理
- 1-4-② 広域斎場の整備及び管理運営

1-4-① 生活排水・し尿の適正処理

生活排水による公共用水域の汚染防止のため、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進、並びに維持管理補助金制度による適正な維持管理の促進を図ります。

また、足柄上衛生組合の処理施設の適正な維持管理を推進し、し尿等の安定処理を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施				
2) 足柄衛生センターにおける施設適正管理の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度見込み	平成27年度目標
合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施	生活排水関連水質異常件数	件	0	0
足柄衛生センターにおける施設適正管理の推進	施設停止日数	日	0	0

○ 現状と課題

生活排水による公共水域の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽※の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の維持管理費について補助を行っています。

補助実績は毎年度増加傾向にあります。さらに適切な維持管理を推進するために補助対象者に対して制度の周知を図る必要があります。

また、足柄衛生センターでは、し尿と浄化槽汚泥の処理を行っており、これまで三次処理後に酒匂川に放流していたものを、公共下水道接続により二次処理後に下水道放流する方式に改めました。

さらに、脱水した汚泥を従来は焼却処理していましたが、循環型施設整備によりコンポスト化※を進めました。今後は、施設の適正な運営とコンポストの有効活用を図る必要があります。

1) 合併処理浄化槽維持管理費補助制度の実施

市街化調整区域内における生活排水による河川や水路への汚濁が懸念されることから、下水道未整備地区内に合併処理浄化槽を設置している町民に対し、その維持管理費の一部を補助することで、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

2) 足柄衛生センターにおける施設適正管理の推進

既存施設の老朽化対策と延命化を図るとともに、資源循環型社会及び低炭素化社会の構築に資するために整備した汚泥発酵分解処理（コンポスト化）施設の適正な運営を進めます。また、製造されたコンポストの有効活用を図ります。

1-4-② 広域斎場の整備及び管理運営

関係機関とともに、広域斎場整備の推進及び供用開始後の管理運営の検討を進め、安定した操業の実現を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 小田原市斎場の建替え及び運営事業の推進				

○ 現状と課題

現在、大井町は小田原市斎場を利用していますが、供用開始から40年以上が経過し、老朽化が著しく、高齢化社会により火葬件数の増加が想定されるため、県西地域2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）により「小田原市斎場事務広域化協議会」を組織し、小田原市斎場の建て替えに向けて準備を進めています。

1) 小田原市斎場の建替え及び運営事業の推進

「小田原市斎場事務広域化協議会」により小田原市斎場の建て替えに向け、PFI（BTO）方式の手法を採用して整備を進めるとともに、供用開始後の管理運営方法について協議を進めます。

1-5 公園・緑地

子どもから高齢者まで、幅広く利用できる既設の公園の再整備を地域住民と協力しながら推進するとともに、町民参加型の公園管理を継続・推進していきます。

また、「おおいゆめの里」において、ボランティアを中心とした里山環境の保全・創造を促進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-5-① 公園の整備・管理・活用
- 1-5-② 緑地の保全管理
- 1-5-③ 「おおいゆめの里」づくりの推進

1-5-① 公園の整備・管理・活用

町民ニーズを踏まえて、既設の公園については、町民参加による再整備や管理を推進します。

また、「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」で完成した、水路やひょうたん池での動植物の調査や観察会を実施するとともに、水路沿いの散策路や酒匂川堤防道路を活用したウォーキングコースの設定・案内看板の設置等を行います。

さらに、下山田地区の東京航空計器株式会社寄贈地について有効活用を図るため、整備・管理手法を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」の活用				
2) おらが地域の公園づくり事業	---			

○ 現状と課題

「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」については、駐車場、トイレ、せせらぎ水路・散策路等を整備しました。周辺は優良な農地が連担し、自然豊かな景観が広がり、エリア内には、ひょうたん池、菖蒲園、酒匂川沿いの東屋などもあります。今後は利用者の増加を図るため、施設の適正な維持管理や、自然に関する情報を発信していくことが重要です。さらに、設定したウォーキングコースの周知を図る必要があります。

菖蒲園については、開花状況が不良なため、改良を進めるとともに、適正な管理を行う必要があります。また、地域用水環境整備（せせらぎづくり）により整備した水路ではホタルの生息が確認され、事業効果が表れてきており、これらの情報発信も検討する必要があります。

また、公園整備に関する町民からの要望は非常に多くある一方、既存の公園があまり利用されていない状況にあります。現在、既存の公園で利用者が少ない公園を対象に、地域に親しまれる公園の再生を目的に地域住民と協議を行い、公園の再整備を進めるとともに地域住民との協働による公園管理を推進しています。

上大井駅前公園、金手児童公園について、再整備を行い、自治会との間で管理協定を締結しましたが、その他の公園についても町民に親しまれる公園へ再生する取り組みを積極的に進める必要があります。

1) 「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」の活用

設定したウォーキングコースやエリア内の各種施設の適正な管理に努めます。また、ウォーキングコースを中心に、エリア内の自然に関する情報等を発信し、来訪者の増加を図り、おおい自然園事業と連携した、自然観察会等を開催します。

なお、ひょうたん池、菖蒲園、せせらぎ広場等については改良や適正な管理により、その魅力を高めます。

2) おらが地域の公園づくり事業

「おらが地域の公園づくり」と題して、利用者の少ない既存公園を対象に、地元自治会等と再整備に関する協議を行い、地域に愛される公園づくりに努めます。

また、地域自治会等との協働による公園管理を推進することで、地域住民間の交流促進、公園に対する関心を高め、公園利用者の増加につなげます。

1-5-② 緑地の保全管理

丘陵地西側の斜面緑地について、地権者に対し継続的な管理を依頼し、町民の憩いの場としての良好な緑地環境の維持を図ります。

また、町内の緑化を推進するため、地域緑化制度の普及により、町民などによる自発的な緑化活動の促進や支援を行います。さらに、景観保全の立場から生垣の維持に関する支援制度の研究を行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 丘陵地西側斜面緑地地権者継続管理の依頼				
2) 地域緑化制度の推進				
3) 生垣等維持管理支援事業の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度見込み	平成27年度目標
地域緑化制度の推進	緑化面積	m ²	792.4	800

○ 現状と課題

丘陵地西側の斜面地は、その大部分を所有する企業等の協力により、極めて良好に保全されていますが、企業移転後においても継続的な緑地保全が推進されるよう依頼していく必要があります。

また、平成19年度から地域緑化制度を推進し、自主的に公共用地の緑化を進める団体に対して種苗代等の助成をしていますが、年間を通して花の咲き誇る町をめざし、参加団体数や緑化箇所数を増やしていく必要があります。

1) 丘陵地西側斜面緑地地権者継続管理の依頼

丘陵地の斜面は、所有者の理解と努力により緑地の保全が図られています。

今後もこの緑地の保全に努めていただけるよう、適切な管理を依頼していきます。

2) 地域緑化制度の推進

平成19年度から実施している地域緑化制度を一層充実させ、年間を通じて花の咲き誇る町をめざし、事業の展開を図ります。

町内の団体に種苗の育成を依頼し、地域緑化に参加する団体に対し、より多くの種苗を提供できる仕組みづくりを展開します。

3) 生垣等維持管理支援事業の検討

緑地の保全及び景観の保全を目的とし、生垣推奨区域の選定及び生垣の維持管理に伴う支援制度について研究を進めます。

1-5-③ 「おおいゆめの里」づくりの推進

荒廃区域の整備を継続的に実施するとともに、ボランティア団体と協働し、下草刈りや植樹など、身近な里山への復元と保全を図ります。

また、当地を活用した自然観察会など学習機会の提供を図るとともに、近隣農地での収穫体験等を組み合わせたイベントを実施し、交流人口の増加や地域農業の活性化につなげます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 「おおいゆめの里」整備事業の推進				
2) 「おおいゆめの里」保全活動への支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
「おおいゆめの里」保全活動への支援	ゆめの里育て隊等活動回数	回	8	8

○ 現状と課題

相和地区には、里地里山としての恵まれた自然環境がありますが、人の手が入らず荒廃していく山林が増加しているとともに、農業従事者の高齢化や担い手不足等で耕作放棄地が増加し、今後の地域の活性化が懸念される状況です。

現在、ボランティア団体により「おおいゆめの里」エリア内の広場や散策路等の整備・維持管理を行い、自然情報等の発信を行うなど来訪者の増加を図っています。

平成24年度にエリア内に農業体験施設「四季の里」が開所し、ここを拠点とした農業体験、自然観察会等を開催し、都市住民との交流の場としての事業展開を行っていますが、さらに積極的な事業展開が必要です。

1) 「おおいゆめの里」整備事業の推進

「おおいゆめの里」内の散策路整備や維持管理、下草刈りなどを行い、里山風景の維持を図るとともに、様々な花を咲かせるなど、町民の憩いの場として、また、都市住民との交流の場として整備していきます。

また、エリア内の希少植物や群生している「山百合」の保全を図ります。

2) 「おおいゆめの里」保全活動への支援

雑木林や田んぼなど身近な自然である里山に対する人々の関心が高いため、地域主体型の農家、町民、町等が協働した里山保全を推進します。

第2項 都市基盤

2-1 市街地の整備

良好な市街地の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた景観や住環境のバランスが取れたまちづくりを町民・企業・町が一体となって推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-1-① 新たな市街地の整備
- 2-1-② 地域特性に配慮した住環境整備
- 2-1-③ 景観の保全

2-1-① 新たな市街地の整備

良好な市街地を形成するため、「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進を図ります。
また、相互台地区の企業用地については、状況に応じたふさわしい用途への転換や地区計画制度などを活用し、土地利用の適正化を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進				
2) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進				
3) 都市マスタープランの策定				

○ 現状と課題

金子吉原地区土地区画整理事業については、平成21年度の第6回線引き見直しにおいて特定保留区域※に編入されましたが、市街化区域へ編入するためには、次回の線引き見直しまでに事業に着手する必要があります。

また、市街化区域内の低・未利用地においては、用途に適した有効な利用を図る必要があります。

さらに、事業再編により土地利用の転換が想定される相互台地区の企業用地においては、その土地利用の促進を図る必要があります。

1) 「金子吉原地区」土地区画整理事業の促進

「金子吉原地区」土地区画整理事業については、「組合設立準備会」に対し、関係機関協議や各種調査などの支援を行い、平成26年度中の組合設立をめざし、事業の促進を図ります。

また、事業予定地内において予定している公園整備について、平成26年度に整備計画の策定に取り組みます。

2) 市街化区域内低・未利用地の有効活用の促進

市街化区域内低・未利用地において、進入路が狭いなどの要因により、土地利用を図ることができない土地の有効利用を図るため、道路の拡幅事業等の対応策を検討・実施します。

3) 都市マスタープランの策定

平成8年3月に現行の都市マスタープランを策定してから、目標年次の概ね20年が経過した中で、地方分権の進展等、様々な社会情勢の変化を踏まえ、平成26年度から2箇年で新たな都市マスタープランの策定作業を進めます。

2-1-② 地域特性に配慮した住環境整備

それぞれの地域特性に配慮した、人にやさしくゆとりとうるおいのある住環境整備を推進するため、地区計画などの活用を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 地区計画の活用による市街化調整区域の住環境整備の研究				

○ 現状と課題

酒匂川左岸縦貫道路や都市計画道路金子開成和田河原線の沿道は、事業の進捗に伴い、無秩序に市街地が形成されることが懸念されることから、自然環境や田園景観に配慮し、計画的に誘導を図る必要があります。

また、金手・新宿・西大井地区の集落においても、住環境や営農環境の維持向上を図るため、地区計画等の制度を活用したまちづくりの推進を図る必要があります。

1) 地区計画の活用による市街化調整区域の住環境整備の研究

酒匂川左岸縦貫道路沿道や金手・新宿・西大井地区の集落においては、営農環境の改善と土地の有効活用を図るため、地区計画等の制度を活用した農地と非農用地の整序について研究します。

また、都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、事業の進捗に伴い、同様な対応を行います。

2-1-③ 景観の保全

富士箱根連山、丹沢山塊、酒匂川の松並木など優れた自然景観やまちなみを保全するため、景観法に基づく様々な取り組みの研究を推進します。

また、広告景観形成地区における規制・誘導を図るとともに、当該制度の新たな区域への適用を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 景観法の活用検討				
2) 広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導				
3) 都市計画道路沿道における広告景観形成地区指定の検討				

○ 現状と課題

本町は、酒匂川左岸縦貫道路沿道に広がる田園景観と酒匂川の松並木・富士箱根連山、丹沢山塊や丘陵部西側斜面緑地等の優れた自然景観に恵まれています。

また、「大井町からの富士山」は、「関東の富士見100景」(国土交通省選定)に選定されています。

こうした自然景観を保全する1つの手法として、酒匂川左岸縦貫道路沿道は、県の屋外広告物条例に基づく広告景観形成地区に指定され、規制誘導が行われています。

今後は、町の貴重な財産であるこうした自然景観等の資源を保全していく新たな手法として、景観法に基づく規制誘導を検討する必要があります。

1) 景観法の活用検討

町の貴重な財産である自然景観等の資源を保全するため、専門家派遣制度を利用した勉強会や講習会を実施し、景観法の活用を検討します。

2) 広告景観形成地区制度の普及啓発と規制誘導

酒匂川左岸縦貫道路沿道以西の広告景観形成地区における屋外広告物の掲出位置・形態・色の規制等について、普及啓発及び規制誘導を行います。

3) 都市計画道路沿道における広告景観形成地区指定の検討

広告景観形成地区制度は、個性的な特色ある、まちなみづくりを進める上で、それぞれのまちなみに合った屋外広告物の誘導や規制が可能となる制度です。

都市計画道路金子開成和田河原線沿道についても、その整備にあわせ、地区指定を受けるための検討を行います。

2-2 道路・水路

本町と周辺市町を結ぶ幹線道路の早期整備や町民が安心して安全に通行できる生活道路の整備を推進するとともに、雨水排水対策の推進を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 2-2-① 幹線道路の整備
- 2-2-② 道路の整備
- 2-2-③ 水路の整備

2-2-① 幹線道路の整備

本町の新たな東西連絡道路となる都市計画道路金子開成和田河原線及び県道秦野大井線（篠窪バイパス）については、県など関係機関と調整を図りながら、早期整備を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の全線整備の要望				
2) 県道秦野大井（篠窪バイパス）の早期完成の要望				

○ 現状と課題

都市計画道路金子開成和田河原線については、1市2町の中心拠点や副次的拠点を東西に結ぶ広域的幹線であるとともに、本町においては、新市街地整備を予定する区域を通過するなど、将来のまちづくりに大変重要な路線とされています。

平成8年に南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」を通じ、当該路線の整備を県に対し要望し、平成26年3月には「足柄紫水大橋」が開通しました。平成21年3月には、酒匂川左岸縦貫道路から国道255号までの区間が事業化検討箇所として「かながわのみちづくり計画」に位置づけがされました。今後も早期整備に向け、継続して要望活動を行う必要があります。

また、県道秦野大井（篠窪バイパス※）の整備は、平成16年度から事業が実施されており、早期完成が望まれています。

1) 東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）の全線整備の要望

東西連絡道路（都市計画道路金子開成和田河原線）については、今後も南足柄市、開成町とともに設立した「都市計画道路和田河原開成大井線建設促進協議会」をとおして、県に対する全線整備の要望を継続して行っていく予定です。また、酒匂縦貫道路から国道255号までの間については、県とともに事業の推進に取り組めます。

2) 県道秦野大井（篠窪バイパス）の早期完成の要望

現在の県道秦野大井は、国道246号の渋滞を避けるための通過車両が多く、幅員も部分的に狭いなど危険な状態となっています。現在、県事業として篠窪バイパスの整備が進められており、早期完成が望まれています。今後も県に対して篠窪バイパスの早期完成の要望を継続して行っていく予定です。

2-2-② 道路の整備

道路及び交差点の改良や歩道の整備などにより、交通安全対策を計画的に推進し、誰もが安全に安心して利用できる道路の整備を図るとともに、「金手踏切」などＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、ＪＲとの協議を進めます。

また、丘陵部地域における集落間を結ぶ町道の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進				
2) ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善に向けた関係機関との調整の推進				

○ 現状と課題

生活道路は、バリアフリーに配慮した歩道の整備を進めるなど、誰もが安全に安心して利用できる道路にしていく必要があります。また、ＪＲ御殿場線と道路が交差する箇所は、狭小な踏切やトンネルが多く、円滑な東西交通を阻害し、歩行者等の通行が危険な状態となっていますが、改善には多額の費用やＪＲとの協議・調整に時間を要するなど、多くの課題が残されています。

1) 道路改良事業や交通安全対策の計画的な推進

狭あい道路の拡幅、老朽化した舗装の打ち換えや交差点の改良等とともに、通学路等を中心にバリアフリー化に対応した歩道の整備を計画的に推進します。

2) ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善に向けた関係機関との調整の推進

ＪＲ御殿場線と交差する道路の改善を図るため、ＪＲや関係機関と引き続き調整を図り、事業の具体化に向けて取り組みます。

2-2-③ 水路の整備

近年のゲリラ豪雨や台風、市街地開発等に伴う雨水排水対策を推進するとともに、ボトルネックとなっているＪＲ御殿場線と交差する水路の改善策を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 水路の整備				
2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進				

○ 現状と課題

近年増加傾向にあるゲリラ豪雨等により、短時間に水路に流れ込む雨水量が増加しています。このような状況に対応し、溢水等の災害を防止しなければなりません。しかし、都市的土地利用が進んだ中、既存水路での対応が困難になっています。今後は、バイパス機能を持つ新たな水路整備を検討する必要があります。

また、ＪＲ御殿場線と交差する水路は、溢水により道路通行が不能になるなど、平坦部の東西交通を阻害する要因となっています。こうした箇所の改善を併せて行っていく必要があります。

1) 水路の整備

豪雨等により溢水が頻繁に見られる箇所については、計画的に水路整備を実施します。

また、土地利用の変化に対応するため、バイパス機能を持つ新たな水路整備を検討するとともに、開発や土地利用変更に伴う事業に関しては、雨水排水が円滑に処理されるように適切な指導を行います。

2) ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善に向けた関係機関との調整の推進

ＪＲ御殿場線と交差する水路の改善を図るため、ＪＲや関係機関と引き続き調整を図り、事業の具体化に向けて取り組みます。

2-3 上水道

水の安定供給のため、老朽化した設備の更新・耐震化を図ります。
また、経営の健全化に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 2-3-① 水道事業計画の見直し
- 2-3-② 水源の保全
- 2-3-③ 施設設備の更新及び耐震化
- 2-3-④ 経営の効率化・健全化
- 2-3-⑤ 節水意識の高揚及び情報の提供

2-3-① 水道事業計画の見直し

近年の土地利用の変化や大口企業等の動向、節水傾向等を踏まえ、将来の水需要などの将来想定を考慮し、水道事業計画の見直しを行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 水源計画の見直し				
2) 配水計画の見直し				

○ 現状と課題

現在の事業認可計画は計画給水人口18,200人、一日最大給水量14,600m³であり、第8号水源、第二浄水場第8号送水ポンプや山田配水池第3号送水ポンプ等の設置計画があります。しかし、人口減少や近年の節水傾向のほか今後の土地利用の変化や計画等を踏まえ、施設の設置計画等を見直す必要があります。

1) 水源計画の見直し

土地利用の変化や企業進出の動向等を踏まえ、将来的な水道水の需要を予測し、現在の計画水源数や関連施設の設置に関する計画の見直しを図ります。

2) 配水計画の見直し

安定した水道水の供給を図るため、その需要や土地利用の変化等を踏まえ、適正な配水管の整備、根岸山配水池等の配水区域の見直しを図ります。

2-3-② 水源の保全

安全で安定した水を確保するため、水源地周辺における原水の水量及び水質に影響が懸念されるような土地利用の変化について常に監視するとともに、情報収集に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 水源の水質検査				
2) 地下水の保全				
3) 地下水位の広域的な観測				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
水源の水質検査	原水水質基準不適合率	%	0	0
	浄水水質基準不適合率	%	0	0

○ 現状と課題

本町の水道水は、地下水を水源として供給しています。現在、水源地周辺は水田等の農地として利用されているため水量は潤沢ですが、今後の土地利用の状況により水位の低下や水質の悪化等が懸念されます。

今後も引き続き、地下水位の状況を継続して観測していく必要があります。

1) 水源の水質検査

安全・安心でおいしい水を供給するため、大井町水道事業水質検査計画に基づき、定期的に水質検査を行います。

2) 地下水の保全

地下水の保全を図るため、各種水道施設とともに水源地周辺の土地の状況について常に監視し、また土地利用の状況について情報を収集するとともに、水質悪化の原因となる不法投棄等について監視していきます。

3) 地下水位の広域的な観測

足柄上地区1市5町で構成する足柄上地区地下水保全連絡会議では、地域の豊かな地下水環境を将来にわたって保全し、継続的に利用していくため、広域的に地下水位等の観測を行います。

2-3-③ 施設設備の更新及び耐震化

水の安定供給を図るため、配水管をはじめ、各施設・設備等について、老朽化・耐用年数等に配慮しながら更新・改良を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 浄水場等の更新・改修の推進				
2) 浄水場・配水池耐震化の検討				

○ 現状と課題

浄水場等の主要な水道施設は、昭和40年代から50年代に整備しており、また、相和地区の配水池等は平成5年度から平成10年度にかけて整備していますが、全ての施設の老朽化が進んでおり、水の安定供給を図るため、これらの施設の修繕、更新及び耐震化等に関する計画を策定し、推進する必要があります。

1) 浄水場等の更新・改修の推進

本町の水道施設の浄水場等の建物及び機械・電気設備等は、老朽化が進んでいることから、緊急性の高いものから更新・改修を推進します。

2) 浄水場・配水池耐震化の検討

災害発生時に被害の発生を抑制し、影響を極力小さくするため、重要で緊急性の高い施設の耐震化を検討します。

2-3-④ 経営の効率化・健全化

水道事業運営に関する総点検、適正な料金の検討を行うとともに、漏水調査や設備の点検等により有収率の向上に努め、より一層の経営の効率化、健全化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 経営の効率化・健全化				
2) 漏水調査の実施による有収率の向上				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
経営の効率化・健全化	滞納繰越分収納率	%	93.1	96.0
漏水調査の実施による有収率の向上	有収率	%	86.9	90.0

○ 現状と課題

節水機器の普及や人口の減少等により、給水収益は、減少傾向にあります。

そのため、老朽化が進む施設、設備等の更新に必要な財源の確保が困難な状況です。

今後も給水収益の増加が見込めない状況であることから、長期的な経営状況を見据えて、事務事業の見直し、水道水の有収率向上やコスト縮減等による経営の効率化及び適正な料金の検討等による健全化を進める必要があります。

1) 経営の効率化・健全化

施設・設備の老朽化に伴う更新等の必要性が高まる中、長期的な経営状況を見据えた事務事業の見直しやコスト縮減等を図るとともに、適正な水道料金について検討し、経営の効率化・健全化を進めます。

2) 漏水調査の実施による有収率の向上

計画的な漏水調査を進め、漏水箇所の早期発見及び修理を行い、有収率^{*}の向上に努めます。

2-3-⑤ 節水意識の高揚及び情報の提供

限りある水資源の維持と有効利用を図るため、町民への節水意識の高揚・啓発及び水道水に関する情報の提供を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 情報提供の推進				

○ 現状と課題

本町の水道水は地下水を水源とし、全てを自己水源により供給しています。近年、節水機器の普及とともに節水意識は浸透してきていますが、今後も水道水を安全・安心に使用してもらうため、水質検査結果等の情報を提供していく必要があります。

1) 情報提供の推進

安心して水道水を使用していただくため、水質検査の結果や凍結防止策、漏水対応についてなどを町の広報紙やホームページ等により情報提供します。

2-4 下水道

効率的な公共下水道の整備を図るとともに、経営の健全化に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 2-4-① 公共下水道の効率的な整備
- 2-4-② 健全な経営の推進

2-4-① 公共下水道の効率的な整備

公共下水道の整備を計画的かつ効率的に推進するとともに、供用を開始した区域の水洗化率の向上を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 公共下水道事業の推進				
2) 水洗化の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
公共下水道事業の推進	人口普及率	%	87.6	89.4
	面積整備率	%	95.2	97.1
水洗化の推進	下水道接続率	%	95.5	98.0

○ 現状と課題

昭和50年に事業を開始し、継続的に整備を進めてきたことにより、市街化区域の下水道整備は概ね終了しました。現在は、市街化調整区域内の効率的な整備を行いつつ、市街化区域の100%整備を推進する必要があります。

また、供用開始区域内において、平成24年度末で下水道に接続している世帯は、95.5%に達しているものの、いまだ未接続世帯があるため、PR活動や戸別訪問をさらに強化し、早期接続を促進する必要があります。

1) 公共下水道事業の推進

水洗化による生活環境の向上、公共用水域や農業用水の水質保全を目的に、公共下水道事業を推進し、効率的な整備を行います。

2) 水洗化の推進

供用開始区域内の未接続世帯に対し、下水道へ接続していただくようPR活動や戸別訪問を行い、100%水洗化を推進します。

2-4-② 健全な経営の推進

増大していく下水道施設について、定期的な点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

また、適正な使用料を含め、経営のあり方の見直し等、より一層の経営の効率化・健全化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 計画的管理				
2) 経営の健全化				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
計画的管理	下水道事故発生件数	件	0	0
経営の健全化	収納率	%	92.4	99.0

○ 現状と課題

下水道使用料は、汚水使用量の多い事業所等の業務量の変動や節水等により、安定した収入が見込めない状況です。また、下水道事業費用の中でも公債費の占める割合は高く、一般会計からの繰入を行っています。今後も増大していく下水道施設について、定期的な点検や清掃の実施により、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、経営の効率化・健全化・事業発展に努めていく必要があります。

1) 計画的管理

増大していく下水道施設について、定期的な点検や清掃の実施により、管理経費の縮減と施設の延命化を図ります。

2) 経営の健全化

継続的に適正な使用料の検討を行うとともに、効率的な事業実施や国等の各種支援制度を積極的に活用することにより、健全な経営の確保を図ります。

また、国における下水道事業の地方公営企業法適用の動向に注視しつつ、その適用についての調査、研究を行います。

2-5 鉄道・バス

町民が生活交通として、便利かつ快適に公共交通機関を利用できるよう、関係機関への働きかけや駅周辺の整備等を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-5-① 生活交通対策の充実
- 2-5-② 利用しやすい環境づくり

2-5-① 生活交通対策の充実

鉄道においては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議などによる利便性向上に資する要望活動を継続して行います。

また、路線バスにおいては、町民の意向を踏まえた公共交通のあり方について検討し、事業者をはじめ、関係機関へ働きかけを行うなど町民の生活交通を確保していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 鉄道利便性向上に関する要望活動				
2) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動				
3) バス事業者・近隣市町との連携の強化				

○ 現状と課題

少子・高齢化、自動車の普及等によるマイカーへの転換といった交通環境の変化に伴い、町内を運行している路線バスの利用者は減少しています。

JR御殿場線については、沿線の自治体等の関係機関と協力して、より快適で利便性の高い鉄道輸送を実現すべく、事業者に働きかけていく必要があります。

町内のバス路線については、関係市町と連携して、事業者である富士急湘南バスに対し、生活交通としての路線バスを維持すべく、安定した輸送サービスの提供について要請していく必要があります。

そして、今後の公共交通のあり方について、近隣の関係市町と連携しながら検討していきます。

また、町民に対して公共交通の必要性に関する意識啓発を行ったり、沿線地域の魅力の発掘と活性化によって来訪者を呼び込んだりと、公共交通の利用者を増やすための方策を行う必要があります。

1) 鉄道利便性向上に関する要望活動

神奈川県及び県内各市町村等により組織される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じ、JR等の鉄道事業者への要望活動を引き続き行っていきます。

また、御殿場線沿線地域の13市町で構成される「御殿場線利活用推進協議会」を通じ、御殿場線の利便性の向上を図るべく関係団体への要望活動を行っていきます。

2) 御殿場線沿線地域活性化に向けた広域での活動

「御殿場線利活用推進協議会」では、ホームページ「ごてんばせんネット」の運営やパンフレットの作成等のPRに努め、沿線地域の振興・発展を推進していきます。

3) バス事業者・近隣市町との連携の強化

富士急湘南バスが運行している路線にかかる他市町と連携して、安定した輸送サービスの提供を事業者と協議・調整をするほか、酒匂川流域の市町と連携し、公共交通のあり方について検討を進めていきます。

また、公共交通について情報交換・調査・検討を行うため、神奈川県及び県内各市町等によって組織される「神奈川県地域交通研究会」や各種ワークショップ*等に参加し、公共交通の今後のあり方について検討を進めていきます。

誰もが便利に安心して利用できる公共交通を維持・確保していくために、町民の利用促進を図っていきます。

2-5-② 利用しやすい環境づくり

J R 御殿場線上大井駅及び相模金子駅駐輪場の適正な管理を行うとともに、相模金子駅周辺の自転車歩行者道整備など、利用しやすい環境づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) J R 御殿場線相模金子駅前通路の整備の推進				
2) J R 御殿場線駅駐輪場の適正管理				

○ 現状と課題

J R 御殿場線相模金子駅前通路は未整備であり、降雨等により土砂の流失が一部見られます。駅利用者の安全で利用しやすい整備を行い、公共交通の利便性の向上と活性化を図る必要があります。

また、J R 御殿場線上大井駅と相模金子駅に設置している駐輪場は、利用者のマナー低下や放置自転車等が通行の妨げとなり、駅や駐輪場利用者の利便性等を低下させています。

1) J R 御殿場線相模金子駅前通路の整備の推進

誰もが利用しやすい駅をめざして、未整備となっている J R 御殿場線相模金子駅前通路について、早期整備を行います。

2) J R 御殿場線駅駐輪場の適正管理

J R 御殿場線上大井駅と相模金子駅の駐輪場において、放置自転車等の定期的な整理を実施するとともに、自転車の止め方マナー向上等を広報紙等により周知し、駐輪スペースの有効利用を図ります。

第 3 節 安 全

第3節 安全

第1項 町民の安全・安心

1-1 消防・救急対策

足柄消防組合及び消防団の強化・充実を図ります。

また、救急医療体制を強化し、災害時に適切な対応が可能なまちづくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

1-1-① 消防体制と消防施設の充実

1-1-② 防火意識の高揚

1-1-③ 救急医療体制の強化

1-1-① 消防体制と消防施設の充実

足柄消防組合及び消防団の充実強化とその連携を強めることにより消防体制の更なる向上を図るとともに、消防水利の確保及び老朽化した施設・器具の更新・維持管理等を計画的に実施することにより、消防施設などの充実も図ります。

また、県西地域2市8町における消防広域化について取りまとめた「広域消防グランドデザイン」をもとに引き続き調査検討を進めていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 消防の広域化に伴う連携強化				
2) 消防団の充実				
3) 消防水利、消防施設の整備充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
消防団の充実	消防団員数	人	132	143

4月1日現在

○ 現状と課題

火災発生時に円滑な消防活動が可能となるよう、消防水利等の消防施設や消防団をはじめとする消防組織の充実を計画的に図るとともに、火災予防意識の高揚を目的とした防火キャンペーン等の消防対策を進めてきました。今後も、町民の大切な生命と財産を火災から守るため、さらに、消防施設及び消防組織の充実を図る必要があります。

また、救急対策については、小田原市消防本部と連携し、更なる救急医療体制の強化充実を図る必要があります。

1) 消防の広域化に伴う連携強化

平成25年3月31日より、1市5町（南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）は、小田原市に常備消防事務を委託しました。これにより足柄消防組合は統合され、2市5町を管轄とする、新たな小田原市消防本部が誕生しました。今後は、連携を密にし、消防・救急サービスの更なる向上を図ります。

2) 消防団の充実

水防訓練や消防・防災研修等、日頃から技術習得をし、有事の際には、素早く対応できるよう組織の強化をさらに図ります。また、消防団は地域に根ざした組織であるため、自治会の協

力を得て消防団員の充実に向け、不足している消防団員の確保を図ります。

3) 消防水利、消防施設の整備充実

消防水利の確保及び老朽化した施設・器具の更新・維持管理を計画的に実施することにより、消防施設等の充実を図ります。

1-1-② 防火意識の高揚

広報活動の充実など、消防団との連携により、町民の防火意識の高揚を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 広報活動の充実				

○ 現状と課題

広報活動については、町広報紙への掲載や消防団による消防自動車での方法が主な方法となっています。更なる防火意識の高揚を図るために、分団員による戸別訪問や火災予防キャンペーン等の実施も必要です。

1) 広報活動の充実

春・秋季火災予防運動週間や年末特別警戒をはじめ、日常の消防団活動の中で火災予防に関する広報を実施します。

また、広報紙・防災行政無線等を活用した火災予防に関する広報や集客の多い場所での防火キャンペーンを進めます。町民一人ひとりが防火についての意識啓発を行い、小学生等を対象とした消防・防災教育を実施し、消防団活動や火災予防対策等の意識の高揚を図ります。

1-1-③ 救急医療体制の強化

消防の充実とその連携を強めることにより、救急体制の更なる向上を図るとともに、災害時の医療救護体制の整備を推進するため、医療機関との連携の強化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 災害時の医療救護体制の整備				
2) 災害時医療救護体制の充実				

○ 現状と課題

緊急時や災害時に備え救急対策については、小田原市消防本部と連携し、救急体制・機能の強化充実を図っています。今後も、更なる救急医療体制の強化充実を図る必要があります。消防団員及び町職員の救急・救命に対する能力向上のため普通救命講習を実施しています。また、自主防災組織等を通じ、町民の誰もが救命講習等を受講するような体制の整備も必要となります。

1) 災害時の医療救護体制の整備

消防広域化に伴い、小田原市消防本部による救急機能の充実を引き続き行います。

また、消防団員については、毎年計画的に普通救命講習を受講させ、緊急時や災害時の救護活動の充実を図ります。

なお、自主防災組織についても防災訓練等の際、組織ごとに消防職員による救命講習、AED（自動体外式除細動器）＊講習を実施し、緊急時、災害時の救護活動に備えます。

2) 災害時医療救護体制の充実

災害時に備え、医薬品等を備蓄します。町地域防災計画に基づき、災害発生時において迅速に医療提供できる体制を整備するため、医師会等の関係機関との連携の強化を図ります。

1－2 地域防災対策

防災体制や施設の充実を推進するとともに、自然災害に対する防災教育を通じ、町民の防災意識の高揚を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 1－2－① 地域防災計画の推進
- 1－2－② 防災体制と防災施設の充実
- 1－2－③ 防災意識の高揚
- 1－2－④ 災害に強いまちづくりの促進

1－2－① 地域防災計画の推進

大井町地域防災計画を柔軟に対応できる内容に見直しを行うとともに、計画に基づく計画的な防災対策を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 地域防災計画の推進				

○ 現状と課題

町及び防災関係機関はこれまでにそれぞれの任務を熟知し、災害予防対策、災害発生時の円滑な応急活動、災害発生後の復旧活動を行えるよう、地域防災計画を作成し、その計画に基づき防災対策を推進してきました。今後は、防災訓練等で明らかになった課題を検討し、現状に即した対策を取れるよう見直しを行っていかねばなりません。

1) 地域防災計画の推進

地震や風水害等の被害を最小限にするため、初動体制、救援体制、行動マニュアル等の防災体制の基礎となる地域防災計画に基づいた訓練等を実施します。

1-2-② 防災体制と防災施設の充実

防災施設の充実を図るとともに、自主的なコミュニティ活動の促進、自主防災組織におけるリーダーの育成など、防災体制の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 防災拠点の整備				
2) 地域防災リーダーの育成及び活用				
3) 自主防災資機材等整備事業				
4) ボランティア等のネットワークの強化				

○ 現状と課題

大規模災害時の防災拠点の整備を行い、平成21年3月には全国瞬時警報システムを導入し、自動放送による緊急地震速報等の災害時における迅速な情報伝達を行うことが可能となりました。

また、自助・共助の意識に基づき行っている自主防災組織の資機材整備事業等の更なる推進が必要です。

1) 防災拠点の整備

県防災行政通信網で衛星通信網等の整備、全国瞬時警報システムの導入が終了し、町や防災関係機関の情報の伝達が迅速に行われるようになりました。

また、町の各防災倉庫の資機材等の更新を進め、災害時の資機材配備ができるように準備します。

2) 地域防災リーダーの育成及び活用

防災に関する知識、技能を修得し、防災意識並びに災害時の行動力の向上を図ります。

年1回のリーダー研修会を実施し、町民の参加を推進し、より多くの地域防災リーダーを育成します。

地域防災リーダーは町や自主防災組織が実施する防災訓練等の企画・立案・後継者づくり等でその成果を活かせるように活用します。

3) 自主防災資機材等整備事業

町民の自助・共助の意識に基づく自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、自主防災組織が行う事業に対し、適正な補助金の交付を行います。

4) ボランティア等のネットワークの強化

災害ボランティアと連携し、災害時における災害応急対策を迅速に実施します。

1-2-③ 防災意識の高揚

自然災害に関する適正な情報の提供を図るとともに、ホームページや広報紙など様々なメディアを活用して防災意識の高揚を図ります。

また、防災訓練の実施などをとおして、応急対策などの知識・技術の習得を図ります。特に、次代を担う子どもに対し、防災教育の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 適正な情報の提供				
2) 様々なメディアを活用した防災意識の高揚				
3) 総合防災訓練の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
総合防災訓練の実施	防災訓練参加者数	人	2,760	4,500

○ 現状と課題

災害時においては、被害状況の把握、救援の必要性等、町民との情報の迅速で正確な受伝達が必要となるほか、町民一人ひとりが普段から防災に対する意識を持ち、いつ起きるかわからない災害に対する行動を考えていただく必要があります。そのため、毎月15日の「町民防災の日」に無線通信訓練を行っています。

また、総合防災訓練をはじめとする災害時に対する意識や知識を得る機会に積極的な参加を推進します。

1) 適正な情報の提供

衛星通信を活用した全国瞬時警報システムの導入により、緊急地震速報や気象警報等の情報を素早く発信することが可能となりました。今後も、正確に情報を収集し、町民に提供するための連絡体制を整えます。

2) 様々なメディアを活用した防災意識の高揚

町の防災対策状況等を大井町あんしんメール、ホームページ、広報並びに防災行政無線によって情報提供を行い、町民の防災意識の高揚をめざします。

3) 総合防災訓練の実施

町に逼迫する大規模地震災害のほか、集中豪雨による河川の氾濫、土砂崩れといった災害は突然発生するため、町及び自主防災組織において総合防災訓練等を実施し、防災体制の充実、防災意識の高揚を図ります。

1-2-④ 災害に強いまちづくりの促進

地震などの自然災害を想定し、緊急輸送路の確保など、災害に強い都市整備を推進します。

また、急傾斜地崩壊危険地域においては適切な対応措置を促進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 急傾斜地崩壊対策工事の促進				
2) 被災時の緊急輸送路の機能確保				
3) 建築物の耐震化の促進				

○ 現状と課題

県の指定を受けた急傾斜地危険区域の崩壊による災害から住民の生命・財産を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊防止対策が県により実施されています。今後も新たな危険箇所への対応として、県との連携による危険箇所の整備を行う必要があります。

また、緊急輸送路が県により指定されており、災害時（及び東海地震に係る警戒宣言発令時）の緊急輸送が確保されています。

1) 急傾斜地崩壊対策工事の促進

現在、工事を実施している地区の危険箇所は、災害時においてがけ崩れの可能性が高く、急傾斜地危険区域として指定されています。また、県との連携による調査を行い、新たな危険箇所の指定と危険区域の崩壊防止対策工事の依頼を行います。

なお、急傾斜地崩壊対策工事の実施については、危険区域の指定を受けるために、土地所有者等関係者全員の同意が必要となるため、関係者及び地域と連携を図ります。

2) 被災時の緊急輸送路の機能確保

防災関係機関と連携して緊急輸送路の指定をするとともに、県に輸送路としての機能の確保・整備の要請を行います。

3) 建築物の耐震化の促進

地震に強い安全なまちづくりを促進するため、耐震診断の補助を行うとともに、耐震改修工事等の補助を行います。

1-3 防犯対策

関係機関との連携のもとに、自主的な防犯ボランティアなど、地域が一体となった防犯体制の充実を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-3-① 防犯対策と防犯施設の充実
- 1-3-② 防犯意識の高揚

1-3-① 防犯対策と防犯施設の充実

関係機関との連携のもと、自主的な防犯ボランティアの活動への支援・強化など、地域ぐるみの防犯体制の充実を図ります。

また、防犯灯の設置など、防犯施設の整備を推進するとともに、防犯灯の設置及び管理について、更なる適正化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) にこにこパトロール隊の活動支援				
2) 防犯灯の設置				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
にこにこパトロール隊の活動支援	加入者数	人	272	300

○ 現状と課題

近年、多種多様化する犯罪の抑止を目的に、「にこにこパトロール隊」への活動支援や危険箇所へ防犯灯を設置するなどの対策を講じています。

防犯灯の設置については、自治会からの要望を通じて警察署等の関係機関の協力を得ながら、現地調査を行い、必要な箇所に防犯灯を設置しています。また、人を落ち着かせる効果があり、犯罪抑止につながるといわれている青色防犯灯を試験的に設置しており、今後の普及について検討を行っていきます。

1) にこにこパトロール隊の活動支援

「にこにこパトロール隊」は、防犯パトロールや児童の登下校時の見守り等、自主的な防犯活動を行っています。また、防犯キャンペーンへの協力等、献身的な活動により、町の防犯効果向上に大きく貢献していただいています。今後も活動の支援を行い、現在の活動を維持し、さらに入隊者を増やすとともに、個々の資質の向上を図ります。

2) 防犯灯の設置

自治会から設置要望のあった箇所について、警察署や防犯指導員と連携し、現地調査を実施します。調査の結果、防犯上効果があり、必要と認められる箇所に防犯灯を設置します。

また、省電力であるLED化を検討します。今後は、LEDの特性である光の直進性に関する課題や既存の電球との交換による費用対効果等について検討し、より効果的な取り組みを模索します。

1-3-② 防犯意識の高揚

防犯キャンペーンの実施により、町民の防犯意識の高揚を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 防犯キャンペーンの実施				
2) 防犯広報の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
防犯広報の実施	あんしんメール登録者数	人	5,350	6,000

○ 現状と課題

防犯意識の高揚、啓発を目的に、町の行事や祭り等でのキャンペーンを実施し、大井町あんしんメールや防災行政無線、広報紙での防犯意識の啓発を行っています。

しかし、犯罪は複雑多様化しており、特に、振り込め詐欺の新しい手口による被害が発生しており、犯罪抑止のためにも町民への情報提供が必要となっています。

今後も防犯キャンペーン等による啓発を行うとともに、警察署からの犯罪情報等の状況提供をより多くの町民に知らせるため、あんしんメールや防災行政無線、広報紙等を活用し、防犯意識の高揚に努めていく必要があります。

1) 防犯キャンペーンの実施

町の行事や祭り等で防犯のチラシの配布や、キャンペーンを実施し、町民の防犯意識の高揚を行っていきます。また、毎月1回、青色パトロールカーによる防犯パトロールを実施し、町内の犯罪抑止を行います。

2) 防犯広報の実施

町民が様々な広報媒体から、犯罪の情報をあらかじめ得ておくことにより、犯罪の予防を図ります。大井町あんしんメールや防災行政無線、広報紙のほかにも、より多くの町民に情報提供ができるものを模索し、防犯意識の高揚と啓発を行います。

1-4 交通安全対策

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全運動の実施や交通安全の学習機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を進め、事故の未然防止を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 1-4-① 交通安全意識の高揚
- 1-4-② 交通安全施設の整備

1-4-① 交通安全意識の高揚

警察・学校・地域など関係機関や団体との連携のもと、交通安全運動や夜間街頭キャンペーン、広報紙の活用など、様々な機会をとおして交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全の学習機会を充実し、ルールの徹底やマナーの向上を図ります。

また、交通安全団体などの活動を支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 交通安全運動街頭キャンペーンの実施				
2) 園児・児童への交通安全教室の実施				
3) 交通安全団体（交通指導隊）の活動支援				
4) 危険箇所の点検				

○ 現状と課題

これまで交通事故防止、交通安全の意識高揚や啓発を目的に、交通安全運動、キャンペーン、交通安全教室等を実施してきました。

現在、高齢者の交通事故件数が増加しており、高齢者に対する交通事故防止の意識啓発が必要となります。なお、町によるキャンペーンや交通安全運動のほかに、民間の講座等を広く活用し、交通安全への意識高揚を図っていく必要があります。

1) 交通安全運動街頭キャンペーンの実施

毎月1日と15日を町の交通安全の日とし、町内主要3箇所に交通指導隊員を派遣し、街頭指導を実施します。春・秋の交通安全運動期間には、町内32箇所にPTA、自治会、ボランティアに協力をいただき、街頭指導を行います。夏・年末の交通事故防止期間ではドライバー等を対象に、町内主要箇所では安全運転を呼びかける夜間街頭キャンペーンを実施します。

2) 園児・児童への交通安全教室の実施

幼稚園・小学校では、交通指導隊員、警察署等の協力を得て、交通安全教室を実施します。幼少期から交通規則や交通道德を学ぶことで、現在だけでなく将来の交通事故防止につながることを目的としています。

3) 交通安全団体（交通指導隊）の活動支援

町内における交通安全と交通道德の普及高揚を図ることを目的に、交通指導隊を組織し、町の交通安全事業等に幅広く協力をいただいています。今後も、その活動に対する全面的な支援を行い、団結力、組織体制の強化、隊員の資質向上に努めます。

4) 危険箇所の点検

交通安全上危険があると思われる箇所がある場合、警察署や道路管理者等の関係機関の助言を得て、危険箇所の解消に向けた取り組みを行います。

1-4-② 交通安全施設の整備

カーブミラーの設置・管理や横断歩道の設置要望をはじめ、交通安全施設の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 交通安全施設の設置・維持管理				
2) 横断歩道設置の促進				

○ 現状と課題

交通安全施設整備事業として、カーブミラーの設置、交差点鉾、道路路側線等の整備により、交通事故防止、安全性の向上を図っています。現在、自治会からの要望に基づき、警察署等の関係機関と調査し、設置を行っています。今後も危険な箇所への施設整備を進め、交通事故のない町をめざします。

1) 交通安全施設の設置・維持管理

自治会を通じてカーブミラーの設置要望のあった箇所を警察署、交通指導隊の協力を得て現地調査を行い、必要な箇所に設置するとともに、開発行為等により新たにカーブミラーが必要と判断した場合は、設置について開発業者へ指導します。

また、交差点鉾、赤色回転灯、道路路側線等は現場の状況にあわせて整備し、交通事故防止に努めます。

そのほか、適切な維持管理のため、交通安全施設の巡回パトロールを実施し、現状把握に努めます。

2) 横断歩道設置の促進

横断歩道設置の必要があると判断する場合には、警察署等の関係機関に要望を行います。

1－5 消費生活

消費者が安心して事業者との契約等ができるように、トラブル発生時の相談体制の更なる充実を図ります。

【これから取り組む主な施策】

1－5－① 消費者の保護

1－5－① 消費者の保護

消費生活の安定・向上を図るため、南足柄市消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を活用して消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関との連携のもと、適切な情報の収集・提供など啓発活動の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 相談体制の充実・強化				
2) 啓発活動の充実				
3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催				

○ 現状と課題

多様化する消費生活問題、悪質商法により、消費者への被害は深刻化しており、被害を受ける年齢層も広範囲に及んでいます。消費者意識を高めるための消費生活に関する情報提供が必要です。

また、南足柄市消費生活センターへ業務委託し、専門員による窓口体制の強化を周知します。

1) 相談体制の充実・強化

消費者を保護するために、大井町における相談窓口及び業務委託を行っている「南足柄市消費生活センター」の相談体制の充実・強化を図ります。

また、消費生活相談が迅速に対応できるよう、「南足柄市消費生活センター」を中核に、1市5町の更なる連携を図ります。

2) 啓発活動の充実

広報紙、大井町あんしんメール、防災行政無線等を活用し、消費生活に関する情報や悪徳商法等の緊急情報を発信し、注意喚起を行うなど、啓発活動の充実を図ります。

3) 足柄上地区1市5町共催による講演会の開催

消費生活の安定、向上を図るため、足柄上地区1市5町の共催による講演会を開催します。

また、消費者保護施策の推進のため1市5町の連携強化を図ります。

第4節

健康・福祉

第4節 健康・福祉

第1項 健康

1-1 健康づくり

生涯を通じて健康な生活を送れるように、町民の意識の啓発を図り、健康づくりなどの情報の提供を行います。

また、子どもの健やかな成長のため、保護者の育児に関する知識の普及に努めます。

幅広い年齢層にみられる生活習慣病の発生予防や、各種健康診査等、その後のフォローアップを強化するなど、健康づくりの体制を充実します。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 健康づくりの推進
- 1-1-② 母子保健事業の充実
- 1-1-③ 生活習慣病予防の強化
- 1-1-④ 健康づくり推進体制の整備

1-1-① 健康づくりの推進

町民自らが健康に関する意識の向上を図るため、栄養・運動・予防・こころの健康などの情報を提供するとともに、各種健康診査の受診率や各種予防接種ワクチンの接種率の向上を図るなど、健康づくりの推進に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 健康に関する取り組みの実施				
2) 予防接種事業の実施				
3) 感染症予防対策の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
健康に関する取り組みの実施	健康づくり事業参加者数	人	1,494	1,500
予防接種事業の実施	麻疹予防接種第2期接種率	%	97.9	95.0

○ 現状と課題

健康に対する意識の向上を図るため、生活習慣の改善や健康づくりに関する取り組みとして、生活の中で実践して定着できるような体験型の教室の実施を進めてきましたが、今後も生活習慣を見直すことができるような支援を続けていきます。

また、子どもが健やかに育つ環境整備のひとつとして、感染症予防が引き続き重要です。

そのほか、心に不安を持つことにより、うつ病等の精神疾患の発病や自殺者も増加しているため、引き続き対応方法等についての知識の普及に取り組む必要があります。

1) 健康に関する取り組みの実施

「自らの健康は、自らが守る」という意識の向上を図るため、行動指針となる「大井町健康増進計画・食育計画」に基づき、栄養・運動習慣の改善と普及啓発を目的とした教室を開催します。

また、過度のストレスが心身に様々な影響を及ぼし、こころの病気を引き起こしやすくなっているため、対応方法等についての知識の普及に努めます。

2) 予防接種事業の実施

感染症の発生や蔓延の予防及び重症化を防止するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施するとともに、引き続き接種率の向上をめざします。

3) 感染症予防対策の推進

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の感染症に備えるとともに、住民の健康確保と社会機能の維持を図るため、町での対策準備として、役場・保健福祉センター・生涯学習センター・総合体育館に消毒液等の備蓄品を配備します。

1-1-② 母子保健事業の充実

乳幼児健康診査・育児教室などにおける知識の普及および相談の充実を図り、保護者が安心して育児を行えるよう、支援していきます。

また、子どもの健康問題についての取り組みを強化するため、大井町子どもの健康づくりネットワーク推進協議会のもと、引き続き関係機関とのネットワークの充実を図り、特に、次代を担う若い世代の健全な育成を支えていくため、思春期保健の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 安心して出産できる体制の整備				
2) 乳児健康診査・育児教室の実施				
3) 乳児相談・家庭訪問の強化				
4) 子どもの健康づくりネットワーク推進協議会の開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
安心して出産できる体制の整備	妊婦健康診査補助回数	回	14*	14
乳児健康診査・育児教室の実施	3歳児健診受診率	%	94.5	100
乳児相談・家庭訪問の強化	全戸訪問	%	99.03	100
子どもの健康づくりネットワーク推進協議会の開催	協議会開催数	回	2	2

*平成25年度実績値

○ 現状と課題

少子化が進む現代社会、子育てに不安を抱きながら親になる世代が増えています。このため、妊娠・出産から乳幼児まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくとともに、そのライフステージの変化に応じて各機関の連携が必要となっています。

1) 安心して出産できる体制の整備

妊婦健診を受けずに出産を迎える妊婦の増加を予防し、母体と胎児の健康管理を目的に、妊婦健康診査補助事業として健診の助成回数を14回行います。

また、出産に対する不安を解消するための教室の開催や妊婦訪問、電話相談を行います。

2) 乳児健康診査・育児教室の実施

乳幼児期における発育・発達状況の確認や疾病の早期発見を目的として、3か月児、10～11か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健診を引き続き実施します。

また、虐待の未然防止を目的として、健診未受診者への受診勧奨を実施します。

そのほか、親子の交流や発達段階に応じた遊びやしつけの必要性についての取り組みとして育児教室を実施します。

3) 乳児相談・家庭訪問の強化

育児不安の解消を図るため、定期的な健康相談を月2回実施するとともに、随時の電話相談も引き続き実施します。

また、平成24年度から県より権限移譲を受けた低出生体重児への訪問事業や、「乳幼児全戸訪問事業」により、全出生児に対する支援を行うことで、育児不安の解消や虐待の未然防止に努めています。

4) 子どもの健康づくりネットワーク推進協議会の開催

子育て支援に関わる住民や関係機関とのネットワークを強化し、親と子の健康づくり、思春期対策の推進等を目的とした協議会と思春期部会を引き続き開催するとともに、新たな課題に関する取り組みを検討する部会の開催について検討します。

1-1-③ 生活習慣病予防の強化

若年期からの健康的な生活習慣を確立し、特定健康診査や特定保健指導等により生活習慣病の発生予防を図るとともに、各種健康診査及びフォローアップの強化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 一般健康診査・高齢者健康診査				
2) がん検診の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
一般健康診査・高齢者健康診査	施設健診受診者数	人	541	550
がん検診の充実	集団検診受診者数	人	1,660	1,700
	施設検診受診者数	人	1,543	1,650

○ 現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康で生きがいのある生活を送ることができるように、住民自らが、自分自身の健康に対する意識の向上を図ることが重要です。

がん予防は、早期発見・早期治療が大切です。このため、受診機会の提供、結果への適切な対応が必要となります。住民により密着した健（検）診を行えるよう努める必要があります。

1) 一般健康診査・高齢者健康診査

会社等で健康診査の受診機会のない30歳代の住民を対象に一般健康診査（血液検査、血糖値等）、75歳以上の住民を対象に高齢者健康診査（血液検査、血糖値、心電図等）を行います。

医療機関や近隣の市町と連携を図りながら、健康づくり活動の推進、健（検）診、予防対策の健康管理の充実に努めます。

2) がん検診の充実

健康増進法に基づき、がん検診（肺がん、乳がん、子宮頸がん、胃がん、大腸がん）を実施し、予防、早期発見を推進するために、生活習慣改善やがん検診の普及啓発を進めていきます。

1-1-④ 健康づくり推進体制の整備

各医療機関や母子保健関係機関との連携のもと、健康づくりの専門家や地域における健康リーダーの確保・育成、ボランティア活動の支援など、健康づくり推進体制の整備を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 食生活改善事業の推進				
2) 母子保健推進員による育児支援の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
食生活改善事業の推進	セミナー参加者数	人	36*	50
母子保健推進員による育児支援の推進	ぞうさんくらの開催数	回	12	12

* 平成 24 年度実績値

○ 現状と課題

食文化の多様化により、生涯を通じて食に対する対策は重要となっています。このため、「大井町食育推進計画」に基づき、従前からの食生活改善推進団体の活動や小学生や保護者を対象とした食育※事業について引き続き進めていきます。

また、子育ての不安を持つ親が増えていることや、虐待の早期発見の視点から地域で子育てを支えることが重要となっています。現在活動している母子保健推進員による育児支援について、地域との連携強化が図れるよう検討することが必要です。

1) 食生活改善事業の推進

乳児から成人までを対象とした食育教室を開催し、さらに関係機関と連携しながら食育の展開方法を検討していきます。また、食育を行う指導者及び食生活改善推進員の育成をしていきます。

また、本事業の推進を図るため、栄養士の確保について検討します。

2) 母子保健推進員による育児支援の推進

母子保健推進員が身近な相談役として、地域の子育て支援者を担えるよう、月1回の定例会や研修会を実施し、資質の向上を図ります。

1-2 地域医療

地域の医療機関と広域的な大規模病院との連携を強化し、診療体制の充実をはじめ、地域医療の発展を推進します。

また、関係機関との連携を図りながら、災害時における医療救護体制の整備・充実を図ります。

【これから取り組む主な施策】

1-2-① 地域医療体制の充実

1-2-② 災害時医療救護体制の整備・充実

1-2-① 地域医療体制の充実

休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を促進します。

また、町民が安心して必要な医療サービスが受けられるよう、健康カレンダー、広報紙、ホームページなどを活用して、医療情報等の周知を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 医療関係機関との連携強化				
2) 休日急患診療所等の救急医療体制の充実				
3) 情報提供の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
医療関係機関との連携強化	連携のための会議・研修の開催数	回	2	3
情報提供の充実	生活カレンダー掲載	回	1	1

○ 現状と課題

いつでも適正な医療が受けられるような医療体制が必要です。そのため、休日の診療については足柄上地区休日急患診療所が中心的役割を担い、夜間の医療については、県西地区において救急医療にかかわる広域的な医療体制の確立を行っています。

今後も町民が安心して医療が受けられるよう、疾病の予防から早期発見、早期治療及び終末期医療まで、適切な保健医療福祉サービスが切れ目なく提供される体制を確保することが必要です。

1) 医療関係機関との連携強化

町民が安心して医療が受けられるように、関係医療機関と連携を図り、持続可能な地域医療体制づくりを進めます。

また、地域包括ケアの推進を図るため、在宅医療の推進を目的とした人材育成のための研修会等を足柄上地区1市5町と共同で、関係機関と連携して実施していきます。

2) 休日急患診療所等の救急医療体制の充実

足柄上地区1市5町で休日急患診療所の運営を引き続き共同して行います。

また、県西地域2市8町による救急指定病院の休日・夜間診療等の情報を提供し、総合的な保健医療福祉対策推進のため、地域住民の理解と啓発に努めます。

安全で安心な医療が受けられ、医療に関する適切な情報提供と相談が行えるよう、今後も継

続して関係機関との連携に努めます。

3) 情報提供の充実

町民が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、生活カレンダー、広報紙、ホームページ等を活用して、医療情報の周知を図ります。

1-2-② 災害時医療救護体制の整備・充実

大井町地域防災計画に基づき、関係機関と連携を図り、災害時における医療救護活動が円滑に実施できる環境・体制づくりや医薬品等の備蓄や医療情報の提供など、災害時医療救護体制の整備・充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 大規模災害時における医療救護体制の整備				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
大規模災害時における医療救護体制の整備	連携のための会議開催数	回	1	1

○ 現状と課題

大規模地震等の災害時や緊急時に備え、医療・救護活動を迅速かつ的確に行うため、今後も引き続き医療関係機関との連携強化に努めるとともに、傷病者や被災者のケアの体制づくりが必要となります。

1) 大規模災害時における医療救護体制の整備

傷病者の受け入れ体制に関して医療関係機関との連携や救護所の設置及び必要な設備や資機材の整備について検討します。

傷病者や被災者に対するケアも重要となるため、対応する職員の知識の習得に努めます。

第2項 福祉

2-1 地域福祉

地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。

また、高齢者や障がい者（児）を擁護するため、法律面や生活面で支援する仕組みを普及します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-1-① 福祉コミュニティの形成
- 2-1-② 権利擁護のための制度やサービスの普及
- 2-1-③ 地域福祉活動計画との連携

2-1-① 福祉コミュニティの形成

ノーマライゼーションの理念の普及や地域における相互扶助の精神の啓発を図りながら、地域活動の基盤となる福祉コミュニティの形成を推進します。

また、福祉・保健・医療の連携による在宅福祉の支援体制の確立や民生委員児童委員を中心とした相談体制の強化、訪問による地域課題の把握などを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) ノーマライゼーション理念の普及				
2) 相互扶助意識の啓発				
3) 在宅福祉の支援体制の確立				
4) 相談体制の強化				
5) 福祉の担い手への支援				

○ 現状と課題

高齢化が進み、介護を要する者が急増する中、在宅介護を希望する高齢者も増加しています。専門家からの助言・支援の充実、地域に密着した民生委員児童委員の活動、ヘルパー・ボランティアへの支援等が求められています。

誰もが自立した生活が送れる社会づくりをめざし、様々な福祉活動等をとおして、ノーマライゼーション※の理念や相互扶助の意識が地域に浸透する活動が求められています。

1) ノーマライゼーション理念の普及

障がい者、高齢者、子ども等、社会的に弱い立場の人たちを含め、誰もが普通に日常生活を営むことができる社会であることの理念を町民に周知し、浸透させるため、パンフレットの配布や地域での講演、民生委員児童委員への研修等を行います。

2) 相互扶助意識の啓発

町民に地域の中でお互いの存在を認め合い、助け合うことの重要性を認識してもらうとともに、福祉への理解をより深め、ボランティア活動への参加意識を高めるため、各自治会の集会、学校での各種ボランティア活動、総合的学習の時間等へのパンフレットの配布・ビデオの貸し出し等の啓発活動を行います。

3) 在宅福祉の支援体制の確立

在宅福祉を支援するため、看護師・保健師・社会福祉士等の充実に図り、専門分野からのサービス提供を行うほか、社会福祉士による相談、必要に応じた保健師等の家庭訪問を行います。

4) 相談体制の強化

高齢者等の虐待や引きこもりの情報を把握するため、地域に密着した活動を行う民生委員児童委員と連携を強化するとともに、町の福祉活動やサービスの周知を行うことで、利用しやすい相談体制の構築と強化を図ります。

5) 福祉の担い手への支援

ボランティア等、地域住民の福祉推進の担い手として活動する方々を支援します。
また、より多くの人たちに福祉意識を持っていただくよう、意識の浸透を図ります。

2-1-② 権利擁護のための制度やサービスの普及

高齢者や障がい者が財産管理のトラブルに巻き込まれたり、人間としての尊厳が損なわれたりしないように、法律面や生活面で支援する仕組みを普及させます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 成年後見制度の普及				
2) 高齢者の権利擁護事業の実施				
3) 日常生活自立支援事業の活用				

○ 現状と課題

地域の中には権利擁護を必要とされる方が多くいますので、この制度が利用できたことを周知する必要があります。町民や当事者への普及を進めるため、パンフレットの配布や民生委員児童委員、福祉関係団体の皆様の参加により講演等の普及活動を進めています。

また、真に制度を必要とする方を把握するためには、地域住民の皆様からの助言が大きな力を発揮しますので、支援を必要とされる方々への声掛けが課題となっています。

1) 成年後見制度の普及

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等の判断能力の十分でない人の権利を擁護することを目的とし、経済的な理由や見守りが無いなどの理由から制度を利用することが困難な人に対して支援していきます。

また、制度の理解を目的とした講演会や相談会等を開催していきます。

2) 高齢者の権利擁護事業の実施

高齢者の権利を擁護し、高齢者の虐待を早期発見することを目的として、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を実施するとともに、権利擁護に関する相談事業を地域包括支援センターにおいて実施します。

3) 日常生活自立支援事業の活用

高齢者や障がい者等が個人の尊厳を持って、その人らしい自立した生活を送るための一助とするため、町社会福祉協議会による福祉サービス利用支援や金銭管理等を行う日常生活自立支援事業と連携を図るとともに、事業や講演会の周知を図ります。

2-1-③ 地域福祉活動計画との連携

町民、大井町社会福祉協議会、行政で設置する地域福祉プラン進行管理委員会を引き続き開催し、進捗状況の確認や見直し、課題の検討などを行いながら、効果的な地域福祉サービスの実現を図ります。

また、社会情勢の変化などに応じて、計画の見直しを行っていきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 「大井町地域福祉プラン」の推進				

○ 現状と課題

平成25年3月に「大井町地域福祉プラン（第2次）」を策定し、町民の様々なニーズを基本として、町民・社会福祉協議会・行政等が解決策をみつけ、より良い地域をめざし、積極的な地域福祉活動へ参加され、それぞれの分野で主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体で力を合わせて協働で取り組んでいます。

今後は、もっと多くの町民の皆様に「大井町地域福祉プラン」をご理解いただき、「町民にできること」を積極的に実践していただくことが必要です。

1) 「大井町地域福祉プラン」の推進

「大井町地域福祉プラン（第2次）」の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間です。社会福祉協議会を事務局とする大井町地域福祉プラン進行管理委員会を通じて計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行うことで計画の推進を図ります。

2-2 高齢者福祉

地域支援事業（介護予防事業）を引き続き実施するとともに、高齢者が心身ともに健康で生活ができるように、社会参加を支援します。

さらに、介護保険の健全運営のため、給付の適正化などに努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 2-2-① 地域支援事業（介護予防事業）の推進
- 2-2-② 介護保険の適切な運営
- 2-2-③ 高齢者の社会参加への支援

2-2-① 地域支援事業（介護予防事業）の推進

高齢者が要介護状態になることを防止するために、地域支援事業（介護予防事業）を継続して実施します。

特に、生活機能の低下している高齢者を早期に把握することに努めるとともに、効果的な介護予防事業を推進します。

また、地域包括支援センターにおいて、町民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 介護予防に関する情報提供				
2) 生活機能低下者の早期発見				
3) 介護予防事業の実施				
4) 介護予防ケアマネジメントの実施				
5) 総合的な相談・支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
介護予防に関する情報提供	介護予防講座参加延べ人数	人	180	200
介護予防事業の実施	介護予防事業参加率	%	10	11

○ 現状と課題

要支援や要介護認定となる方の増加をいかに抑制していくかが大きな課題となっています。生活機能が低下している人を早期に把握する体制の充実を図り、効果的な介護予防事業を実施することにより、介護を必要としない高齢者を増やしていく必要があります。

また、適切な介護予防ケアマネジメントを実施し、予防に重点を置いていく必要があります。

このほか、高齢者の権利を擁護するための事業として、成年後見制度の周知や町社会福祉協議会による権利擁護事業の紹介を行っています。

今後は、事業の継続とともに、総合的に相談を受ける相談窓口の周知をさらに行っていく必要があります。

1) 介護予防に関する情報提供

高齢者が、①要支援・要介護状態とならないこと②要支援・要介護状態であっても重度化しないようにするため、介護予防に重点を置いた事業を展開します。

また、町民一人ひとりが介護予防の視点を持って生活できるよう、介護予防の必要性や事業内容について広報紙・ホームページ・パンフレット・窓口・訪問等で情報提供します。

2) 生活機能低下者の早期発見

介護予防のための基本チェックリストを活用し、生活機能の低下者を早期に発見します。

また、関係機関（医療機関・住民グループ等）からの連絡等、地域における様々なルートを活用し、情報を把握します。発見・把握したケースに関しては訪問等により介護予防事業につなげていきます。

3) 介護予防事業の実施

高齢者の健康の保持増進を目的として、自治会館等12会場において、「おい!元気会」を月2回実施しています。実施にあたっては、元気会の企画運営を行う「おい!元気会運営サポーター」や介助ボランティア「さくら会」とともに、地域での介護予防に取り組んでいます。

また、生活機能が低下しはじめた方に対しては、運動器^{*}や口腔機能向上・低栄養予防、閉じこもりや認知症予防のプログラムを複合的に実施する「はつらつ倶楽部」や訪問型の介護予防事業への参加を勧めていきます。

4) 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援・要介護状態となる恐れがある高齢者（二次予防事業対象者）に対して、生活機能低下の早期発見・早期対応を行い、必要に応じて介護予防ケアマネジメントを行い、ご本人が必要な介護予防に取り組めるように支援していきます。

また、要支援認定を受けている方に対して、要支援状態の改善や重度化予防のための予防給付マネジメントを実施していきます。

5) 総合的な相談・支援

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的にして設置した地域包括支援センター内の3専門職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師）がその専門的知識や技能を互いに活かしながらチームで活動し、適切な機関や制度と連携してサービスのコーディネートを行います。

また、介護支援専門員への助言や支援を行います。

2-2-② 介護保険の適切な運営

介護保険の円滑な運営を図るため、保健・医療・福祉が一体となったサービスの展開や質の向上を図り、要介護状態や要支援状態の軽減や悪化防止、介護予防の充実を図ります。また、保険料収納率を高め、適切な給付管理に努めるなど、健全な財政運営に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 介護保険事業計画の改定及び推進				
2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進				
3) 介護サービス事業者への指導と支援				
4) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進				

○ 現状と課題

全国的な高齢化の進展に伴い、本町においても要介護となる高齢者が年々増え続けているため、介護給付費は増加しています。このため、対象者の早期把握や介護予防事業の充実を図り、介護保険制度が円滑かつ適切に機能する必要があります。特に、要介護認定や介護給付については、公正かつ適正に行われなければならない、認定調査員や認定審査会委員の質の向上及び給付の適正化に向けた取り組みが不可欠となっています。

また、地域の高齢者への総合的な取り組みを推進するため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域に根ざしたサービス事業者の支援と指導を行っていく必要があります。

1) 介護保険事業計画の改定及び推進

介護保険事業では、平成24年度から平成26年度までを期間とする「第5期介護保険事業計画」を平成23年度に策定し、事業の円滑な運営を図っています。平成26年度には、アンケート調査等の実施と分析、現状サービスの評価、要介護認定者数やサービス量の推計を行い、平成27年度からの3年間の「第6期介護保険事業計画」を策定します。

また、介護保険事業計画に基づいて適切な事業運営ができるよう進行管理を行います。

2) 公平・公正な要介護認定と適正給付の推進

要介護（支援）認定の申請者に対して、迅速かつ公平・公正な認定調査を実施し、心身の状況に即した要介護認定を行います。認定後については、介護サービス計画や介護予防サービス計画に基づき、自立支援、要介護度の軽減、悪化防止を図ります。

また、適正な給付を行うとともに、介護給付適正化事業に取り組みます。

3) 介護サービス事業者への指導と支援

サービス提供事業者の指定・指導は県が行っていますが、制度改正に伴い、一部のサービスについては町が行っています。これからも高齢者が住み慣れた地域で生活をするように、県や関係機関と協力して、事業者に対して指導・助言を行います。

また、利用者により良いサービス提供が行われるよう、事業者研修会や連絡会を開催し、事業者の質の向上を図るとともに、事業者を支援していきます。

4) 効果的な介護予防を視野に入れた事業の促進

介護保険制度の基本理念は「自立支援」であり、特に軽度の要介護者を対象に、介護予防を重視したサービス提供が求められます。個々の状態に応じたサービス提供を行い、生活機能の維持・向上をめざした事業を促進していきます。

2-2-③ 高齢者の社会参加への支援

高齢者が生きがいをもって健康で暮らせるように、介護予防事業や老人クラブ、ボランティア活動などへの社会参加を積極的に支援します。

また、経験や知識、意欲を活かした就業など、高齢者の自立と活力ある生活を支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 高齢者団体への支援				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
高齢者団体への支援	支援団体数	団体	14	15

○ 現状と課題

地域支援事業の参加者は比較的元気な高齢者が多く、介護予防の視点を理解し、明るく楽しい日々が送れるよう取り組まれています。しかしながら、社会参加の困難な閉じこもり高齢者や虐待を受けている高齢者の存在もあり、社会問題が地域に顕在化してきています。

また、高齢者の増加にもかかわらず、老人クラブの加入者は年々減少しています。活発な活動が期待される中、事業内容を見直していく必要があります。

1) 高齢者団体への支援

高齢者の生きがいづくりを目的とした老人クラブ、生きがい事業団等への支援を行い、社会活動への参加を促し、自立と活力のある生活を推進します。

2-3 障がい者（児）福祉

関係機関と連携しながら、相談体制の整備・充実を図り、障がいの重度化の予防や早期療育による軽減をめざします。

また、障がい者（児）の社会参加を促すため、在宅障がい者への自立支援を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-3-① 地域生活支援の充実

2-3-② 自立支援給付の充実

2-3-③ 障がい者（児）の社会参加への支援

2-3-① 地域生活支援の充実

障がい者（児）の相談に対応し、相談支援事業者との連携・調整など各種在宅福祉サービスの提供と、福祉・保健・医療の関係機関が連携した相談体制の整備・充実を推進します。

また、障がいの重度化の予防や早期療育による軽減をめざし、在宅心身障がい児等訓練会をととした生活訓練の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 療育体制の充実				
2) 福祉タクシー利用等への助成				

○ 現状と課題

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために大井町障がい者計画を策定し、平成24年度からは、この基本計画に基づいて事業を進めています。

障がい者（児）の相談は多種多様であり、かつ長期間にわたり関わっていくため、専門性のある人材として、ケースワーカーや精神保健福祉士等の専門職員の確保が必要です。

1) 療育体制の充実

日常生活及び自立に必要な能力の向上を図るため、在宅心身障害児等訓練会「ひまわり」を平成26年度まで足柄上郡5町で運営し、その後については、障がい者（児）の相談に対し、情報の提供や助言を行い、相談機関の把握や相互のネットワークづくり等、福祉・保健・医療の関係機関と連携した相談体制を充実させ、問題解決を図っていきます。

2) 福祉タクシー利用等への助成

在宅障がい者の積極的な社会参加と生活圏の拡大を図るため、タクシー運賃の一部又は自動車燃料代の一部を助成していきます。

2-3-② 自立支援給付の充実

障害者自立支援法に基づき、在宅・施設で暮らす障がい者それぞれが必要とするサービスを受けられるよう、障がい程度区分認定、支給決定、サービス費用の支給などを適切に行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 審査会の共同運営				
2) 介護給付・訓練等給付の充実				
3) 補装具給付事業の実施				

○ 現状と課題

平成25年度に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、障がい者福祉サービスが大きく変わりましたが、度重なる制度見直しや特別対策により混乱は続いています。

現在も、低所得者への配慮として、利用者負担上限額を引き下げる等の軽減措置が継続されていますが、対象者の増加も重なって、事業費も大幅に増加していますので、引き続き事業費の確保が課題となります。

なお、平成26年度以降も制度改正の動向を見ながら、安定した制度運用を図る必要があります。

1) 審査会の共同運営

障害者総合支援法に基づく審査会を足柄上地区1市5町で広域設置しています。

居宅介護やデイサービス等の在宅サービスを利用する場合、利用者が支援の必要度に応じた公平なサービスを受けられるように審査会で決定します。

2) 介護給付・訓練等給付の充実

介護給付・訓練等給付といった障がい福祉サービスについては、利用者が必要なサービスを利用できるよう適切な支給決定を行います。

3) 補装具給付事業の実施

身体障がい者（児）が補装具の交付・修理を受ける場合、その費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と日常生活の利便を図っていきます。

2-3-③ 障がい者（児）の社会参加への支援

大井町障害者地域作業所「ほほえみ」を運営委託し、在宅障がい者の社会参加及び自立支援を行います。今後の地域作業所のあり方について、既存の制度上での事業実施の方向も含めて検討し、引き続き在宅の障がい者への支援の場をつくります。

また、障がい者の雇用を行う企業等や、ともしびショップ「ゆう」への支援を引き続き行います。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 雇用機会の拡大				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
雇用機会の拡大	ぼけっと登録者数	人	9	11

○ 現状と課題

現在、一般企業等への就労が困難な障がい者に対し、就労支援事業所等の働く場を提供し、雇用機会の拡大を図っていますが、今後もさらに充実を図っていく必要があります。

また、ともしびショップ「ゆう」の自立に向けて、利用者を増加させることが課題となっています。

1) 雇用機会の拡大

地域就労支援センター事業を障害者支援センター「ぼけっと」に2市8町で委託し、就労に関することや生活上のこと等の支援を行っています。

また、雇用機会を確保するため、ともしびショップ「ゆう」に対し、引き続き支援を行っています。

2-4 児童福祉

保護者・地域のニーズに対応した子育てを支援するとともに、より質の高い保育園運営を推進します。

また、児童虐待の防止・早期発見のために、福祉関係者だけにとどまらず、地域住民との連携・協力体制を整備します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-4-① 子育てへの支援
- 2-4-② 保育体制・内容の充実
- 2-4-③ 子どもの医療、手当制度の実施
- 2-4-④ 虐待防止対策の充実
- 2-4-⑤ 放課後児童健全育成の推進

2-4-① 子育てへの支援

育児相談や親子の交流の場として、子育て支援センターの健全な運営を推進するとともに、各地区での親子の交流の場づくりを民生委員児童委員や地域の福祉団体等と協働して実施します。

また、育児支援を担うファミリーサポートセンターを充実させるため、広報紙などによるPRを行い、支援会員の増員を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 子育て支援センターの運営の充実				
2) ファミリー・サポート・センターのPRと支援会員の確保				
3) 「のびっこくらぶ」の充実				
4) 子ども・子育て支援制度事業計画の策定と実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
子育て支援センターの運営の充実	施設利用者数	人	6,829	6,500
ファミリー・サポート・センターのPRと支援会員の確保	依頼会員1人あたり利用回数	回/人	4.99	3.50
「のびっこくらぶ」の充実	参加者数	人	242	500
子ども・子育て支援制度事業計画の策定と実施	子ども・子育て会議の開催数	回	2*	2

* 平成25年度実績値

○ 現状と課題

子育て支援センターでは、育児相談や親子の交流の場を常に提供し、子育て中の保護者の仲間づくりを支援しています。今後は、引き続きイベント等とおして子育て中の保護者の仲間づくりを充実させていく必要があります。

また、ファミリー・サポート・センターでは、子育て家庭に対し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして、会員相互の育児支援活動を行っています。今後は、引き続き広報紙等による周知に努めるほか、支援会員の確保を図り、地域に浸透させていく必要があります。

1) 子育て支援センターの運営の充実

子育てひろばの運営や子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、保育情報の提供等、子育てを支援するセンター機能として運営の充実を図ります。

また、来所が困難な親子等に対応するために、子育て支援センター以外で子育てひろばを開催できる環境づくりをめざし、研究・検討を行います。

2) ファミリー・サポート・センターのPRと支援会員の確保

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を行いたい人（支援会員）と支援を受けた人（依頼会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。アドバイザーの仲介のもと、会員相互の育児支援活動を行っています。活動内容は、生後3か月から小学校3年生までを対象として、乳幼児や児童の一時預かり、保育園、幼稚園又は学童保育施設までの送迎等を実施しています。引き続き広報紙等によるPRを行うとともに、支援会員の確保を図る等、事業の充実に取り組んでいきます。

3) 「のびっこくらぶ」の充実

1歳児の子どもとその保護者を対象に、仲間づくりや親子のふれあいをとおして、子育てに対する不安や悩みの解消を図るため、引き続き、「のびっこくらぶ」事業の充実を図ります。

4) 子ども・子育て支援制度事業計画の策定と実施

大井町子ども・子育て会議の審議を経て、平成27年度から5年間の大井町子ども・子育て支援事業計画を策定します。次世代育成支援行動計画の見直しも含めた総合的な事業計画として、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てしやすい環境を実現します。

2-4-② 保育体制・内容の充実

多様化する保育需要に対応するため、民間保育所との連携及び広域入所を活用するとともに、幼稚園との交流の促進や保育園と幼稚園・小学校がより連携できる体制づくりを研究するなど、保育施策の充実を図ります。

また、公立保育所においては、保護者・地域のニーズに対応し、より信頼され、質の高い保育所運営の創造に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 保育体制の充実				
2) 保育内容の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
保育体制の充実	待機児童数	人	0	0

○ 現状と課題

社会情勢や雇用形態の変化に伴う利用者ニーズに対して、保育サービスが提供できる体制づくりが求められています。

今後は、子ども・子育て支援制度による「大井町子ども・子育て支援事業計画」の策定と実施に向け、保育に対するニーズ調査をもとに、安全・安心な保育園づくりに努め、質の高い保育を展開するために、更なる保育体制と内容の充実を図っていく必要があります。

1) 保育体制の充実

安全で安心な保育園づくりをめざすとともに、幼稚園・小学校との更なる連携のもと、児童一人ひとりの個性を活かす保育を展開します。

2) 保育内容の充実

保護者・地域ニーズに対応し、職員の研修や意識啓発、資質の向上、保育内容の充実に努め、地域に開かれた保育園をめざすなど、保育内容の充実を図ります。

2-4-③ 子どもの医療、手当制度の実施

安心して子どもを産み育てられる生活を支援するために、国・県の補助基準を考慮し、子どもの医療、手当制度を実施します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 小児医療費助成制度の推進				
2) 出産祝い金の支給				

○ 現状と課題

通院に対する助成年齢を平成14年度は0歳から1歳児まで、平成15年度には2歳児まで、また平成18年度には4歳児まで、さらに平成20年10月には小学校就学前（満6歳に達した日以降の最初の3月末日）までの児童へと段階的に拡大してきました。

また、平成18年度から出産祝い金の支給を開始し、より一層の子育て支援の充実に取り組んでいます。

今後、制度の安定的かつ継続的な運営をするためには、住民のご理解とご協力が必要となります。

1) 小児医療費助成制度の推進

児童の健全な育成支援と健康の増進に資することを目的に、0歳児から小学校就学前（満6歳に達した日以降の最初の3月末日）までの乳児及び幼児の通院、また、0歳児から中学校卒業までの小児の入院に対して医療費助成を行います。

また、平成26年10月から、1歳児以降に適用していた所得制限を廃止し、さらに通院に係る医療費助成を小学校卒業（満12歳に達した日以降の最初の3月末日）までの乳児及び幼児等へ拡大することで、子育て支援の充実に図ります。

2) 出産祝い金の支給

次世代を担う児童の健全な成長を支援し、人口増加を図ることを目的に、出産の日まで6か月以上町内に住所を有する者で、2児を養育し、第3子以降の子を出産し、かつ、養育する者に出産祝い金を町の財政状況を勘案しながら支給していきます。

2-4-④ 虐待防止対策の充実

児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など児童虐待に総合的に対応するため、大井町要保護児童対策地域協議会のもと、福祉関係者にとどまらず医療・保健・教育・警察、民生委員児童委員協議会などの地域住民との連携・協力体制を整備強化します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 虐待の早期発見				
2) 要保護児童対策地域協議会の開催				
3) 個別ケース検討会議の開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
虐待の早期発見	町広報紙による周知	回	1	1
要保護児童対策地域協議会の開催	協議会開催回数	回	5	5

○ 現状と課題

近年の社会情勢や様々な家庭環境から乳幼児への虐待が増加し、悲惨な事態が起こっています。児童虐待の未然防止及び早期発見のためには、町民や関係者による虐待通告義務の周知や、要保護児童対策地域協議会構成機関との連携を強化するとともに、専門職の確保が求められています。

1) 虐待の早期発見

育児の悩みについて相談する場所や機会を提供するとともに、乳幼児健康診査等の様々な場を活用して、保護者のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子への支援を展開できるように努めます。

また、乳幼児健康診査未受診者に対する対応の強化を図るとともに、妊娠・出産の段階から相談支援体制を整え、虐待の未然防止に努めます。

そして、広く地域住民等へ制度の周知を行い、虐待の未然防止や早期発見に向けた取り組みを展開します。

2) 要保護児童対策地域協議会の開催

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造から構成され、児童虐待の現状把握・進行管理等を行います。個別への早期対応や支援体制の確保のためのケース検討会議を開催し、各機関との連携を図ります。

また、研修を開催し、個々の資質の向上に努めます。

3) 個別ケース検討会議の開催

要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議では、個人情報重視しながら、現状把握・情報管理及び経過観察等を行い、対象児童の情報を関係者間で共有しています。そのため、具体的な支援内容の検討を踏まえた支援計画を作成していきます。

2-4-⑤ 放課後児童健全育成の推進

保護者の就労等により、放課後留守家庭になる小学校1年生から3年生の児童を対象に、指導員が放課後及び長期休業期間の一定時間を預かり、児童の健全育成と安全確保を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 児童コミュニティクラブの充実				
2) 老朽化した施設の補修・修繕				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
児童コミュニティクラブの充実	待機児童数	人	0	0

○ 現状と課題

女性の就労形態の変化やひとり親家庭の増加等による社会情勢の変化に伴い、児童コミュニティクラブへの入室希望者が増加しています。既存のクラブに加え、平成21年度に「かみおおい児童コミュニティクラブ」の運用を開始し、入室児童の定員の増を図りました。

「おおい児童コミュニティクラブ」については老朽化しているため、施設の改修、整備を図る必要があり、順次実施している状況です。

2つのクラブを中心に、より一層放課後留守家庭の児童が健全に育ち、安全に過ごせる場所の確保が必要となっています。

1) 児童コミュニティクラブの充実

保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小学校1年生から3年生までの児童を対象に、放課後から午後6時まで及び夏・冬・春休み等は終日預かり、児童の健全な育成を図っています。引き続き事業の充実に取り組んでいきます。

また、子育て支援に関するアンケート調査の結果等、高まる保育ニーズを踏まえ、開所日数、開所時間、入所児童の範囲、保育料等の経費の見直しの検討を進めます。

2) 老朽化した施設の補修・修繕

「おおい児童コミュニティクラブ」の建物は老朽化しており、児童の安全確保と施設維持のための補修・修繕について、財政状況を勘案しつつ、環境整備に努めます。

2-5 社会保障・勤労者福祉

安定した国民健康保険の運営を推進するとともに、生活習慣病の予防など、健康の保持増進を推進します。

また、安心して生活ができるように融資制度等による支援を実施します。

【これから取り組む主な施策】

2-5-① 国民健康保険の適正な運営

2-5-② 勤労者への支援

2-5-③ 町営住宅の適切な運営

2-5-① 国民健康保険の適正な運営

安心して医療を受けられるように、安定した国民健康保険の運営を推進するため、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見等、健康の保持増進を図ります。

また、国による制度改革等が行われる際には、町民に不安や混乱が生じないような明確な説明や周知に努め、適正な制度の構築及び運営を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 保険税の適正な賦課と徴収の推進				
2) レセプト点検の充実				
3) 保健事業の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
保険税の適正な賦課と徴収の推進	現年分収納率	%	92.6	93.0
	滞納繰越分収納率	%	18.1	20.0
レセプト点検の充実	点検効果額	千円	13,364	14,000
	過誤申請レセプト点検数	枚	977	1,000
保健事業の充実	健診受診率	%	22.3	31.0

○ 現状と課題

国民健康保険加入者数は5,200人ほどで推移していますが、長引く不況や景気低迷のため、税額収入の伸びは鈍化しています。

必要な医療費の確保のためにも、保険税の収納未済額を減らすことが重要であり、滞納整理を基本に、有効な手段に取り組み収納率の向上に努めていきます。そのためには納付折衝と納付指導を徹底するとともに、財産差押え等の滞納処分の強化が必要です。

また、膨大な医療費の抑制のため、レセプト※点検を実施して診療内容等の確認をし、医療費の適正化を推進する必要があります。

さらに、医療費増加の一因にもなっている生活習慣病に対して予防対策を実施する必要があります。被保険者の生活習慣の改善を促し、そのことにより医療費の増加を抑制します。

1) 保険税の適正な賦課と徴収の推進

国民健康保険は、被保険者からの保険税によって成り立っています。国民健康保険税は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、収納率向上に向けて次の取り組みを実施していきます。

①戸別訪問による滞納整理の早期着手

- ②短期証・資格証の活用による納付折衝と納付指導の徹底
- ③長期又は高額滞納者に対する滞納処分の計画的実施

2) レセプト点検の充実

レセプト点検員が被保険者資格及び請求内容について縦覧点検等を実施し、明らかになった過誤について、その調整を審査機関に依頼し、医療費の適正化を図ります。

3) 保健事業の推進

医療費抑制の手段として、次の事業を実施していきます。

- ①40歳以上75歳未満の被保険者を対象に特定健康診査を実施し、メタボリックシンドロームとその予備軍の方を早期発見します。その後、対象者に合わせた特定保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。また、特定健康診査未受診の方には受診勧奨を行います。
- ②国民健康保険の医療費負担のしくみや自身の健康に関する知識を深めていただくため、診療にかかった医療費の総額を示した「医療費通知」を年4回送付します。
- ③1年間無診療だった世帯には、表彰を行います。
- ④国民健康保険に関する啓発パンフレット等を配布し、制度の周知を図ります。
- ⑤「ジェネリック医薬品のお知らせ」を発行することで、ジェネリック医薬品を推奨し、医療費の抑制を図ります。

2-5-② 勤労者への支援

勤労者の生活の安定を図るため、生活福祉資金の貸付を関係金融機関と連携し、実施していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 勤労者住宅資金利子補助制度の運用				
2) 勤労者生活資金融資制度の運用				

○ 現状と課題

勤労者の生活の安定と意欲の向上を図るため、勤労者の住宅の取得及び一時的な生活資金の需要に対し、支援を行っています。

1) 勤労者住宅資金利子補助制度の運用

勤労者の住宅資金に対し、支払利子の一部を補助し、勤労者の住宅取得支援を行います。

2) 勤労者生活資金融資制度の運用

勤労者の一時的な資金需要に対し、低利貸付を行い、勤労者の生活支援を行います。

2-5-③ 町営住宅の適切な運営

居住基準の適正な管理に努め、適切に町営住宅供給が図られるように努めます。

また、町営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上を図ることで管理コストの削減に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 町営住宅の管理運営				

○ 現状と課題

低所得者層の住宅を確保するため、現在河原地区22戸、山田地区5戸の町営住宅を管理していますが、良好な居住環境を維持するため、計画的に修繕を行う必要があります。

また、住宅使用料及び駐車場利用料の未納を未然に防ぐことが課題となっています。

1) 町営住宅の管理運営

河原住宅の良好な住環境を維持するため、設備の耐用年数等に配慮しながら計画的に補修し、延命化を図ります。

また、住宅使用料及び駐車場利用料の未納防止対策を講じます。

第 5 節 産 業

第5節 産業

第1項 農業

1-1 農業

農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の支援対策や遊休農地解消対策、環境保全型農業等を推進します。

また、農業体験による都市住民との交流を図ることで農業の活性化を推進していきます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 農業環境の保全と整備
- 1-1-② 安全な農産物の生産
- 1-1-③ 都市と農村交流による農業の活性化

1-1-① 農業環境の保全と整備

農村振興基本計画に基づき、地形的な特性や自然環境に配慮しつつ、雨水排水施設などの都市基盤整備とあわせた農業用道水路の整備や「いこいの里・相和整備構想」に基づく農業生産基盤の整備を行うとともに、既存施設の長寿命化を図るため、日常点検や計画的補修・補強など体系的管理手法を検討します。

また、「耕作放棄地対策協議会」を設置して遊休農地の解消策を講じ、復元した農地を利用する農業体験の受け入れや担い手への農地利用集積などを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 相和地域活性化委員会による活性化施策の検討				
2) 農業用道路及び水路の整備・改良				
3) 地域農業の担い手の育成				
4) 耕作放棄地対策の推進				
5) 有害鳥獣対策の推進				
6) 中山間地域等直接支払制度の活用				
7) グリーンツーリズムの推進				
8) 6次産業化の促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
相和地域活性化委員会による活性化施策の検討	委員会開催数	回	5	5
地域農業の担い手の育成	認定農業者数	人	5	10
耕作放棄地対策の推進	復旧農地面積	m ²	25,992	10,000
	農地貸借面積	m ²	240,000	250,000
グリーンツーリズムの推進	農業体験受入日数	日	34	50

○ 現状と課題

高齢化と担い手不足による営農従事者の減少や耕作放棄地・遊休地の増加が大きな課題となっています。

また、用排水路が十分に整備されていないこと、耕作道に接していないなどを理由とした、耕作放棄地等も増加しています。

そのような状況に対し、地域農業の担い手となる農業者に対する経営支援や農地集約の促進等を行っていますが、さらに、農業体験等の受け入れ事業を推進し町への来訪者の増加や、6次産業化の促進による農業の活性化を図る必要があります。

また、耕作機械の大型化に伴い、耕作道の拡幅等の整備が急務となっています。

なお、相和地域においては、人口減少等に伴う地域の衰退が懸念されることから、農業をはじめとした広範囲な課題についての解決に向けた取り組みを強化する必要があります。

1) 相和地域活性化委員会による活性化施策の検討

相和地域の活性化に関する施策の検討を行うため、地域の有識者を中心とした9名の委員による「相和地域活性化委員会」を平成25年度に設置しました。

今後は、活性化委員会による意見を踏まえ、詳細について検討しながら事業化を進めます。

2) 農業用道路及び水路の整備・改良

耕作機械の大型化等に対応した耕作道の拡幅等、今後も継続して農業用道水路の整備に取り組んでいきます。

3) 地域農業の担い手の育成

地域農業の担い手として位置付けられている認定農業者や「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体に位置付けられた農業者に、経営相談・指導や低金利の政策資金の斡旋等の支援を行います。

さらに、新たな認定農業者や「人・農地プラン」に位置付ける経営体となる農業者を増加させるため、制度の周知を図ります。

また、「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体に位置付けられた青年就農者に対する給付金を支給等することで、新規就農者の参入拡大と就農初期における経営の安定を図ります。

4) 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地解消等に向け、「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体に位置付けられた意欲ある農業者に耕作地の集約が図れるよう、農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定等を促進するとともに、農地の集積・集約を行う農地中間管理事業を関連機関と連携し、農地利用の活性化を図ります。

また、農地情報の収集と活用を図るため、「地図情報システム」を導入し、農地の情報管理に努めます。

5) 有害鳥獣対策の推進

イノシシやシカをはじめとする鳥獣から農作物を守るため、大井町鳥獣被害防止計画に基づき、町猟友会や有害鳥獣捕獲隊等とともに連携した捕獲事業を実施します。

また、農業者自ら行う防護柵の設置や有害鳥獣の捕獲等に対し、補助を行います。

6) 中山間地域等直接支払制度の活用

中山間地域等直接支払制度は、集落単位での草刈作業や花の植栽等の共同取組作業に対して助成が行われる制度です。この制度を活用し、中山間地域において耕作放棄地の発生防止、道水路の保全管理等を行います。

7) グリーンツーリズムの推進

「ゆめおおい体験塾」により、都市部の小・中学生等の農業体験等の受け入れを行うとともに、旅行会社へ農業体験の企画を働きかけるなどしています。

8) 6次産業化の促進

農業と商業・工業の緊密な連携による生産（1次）・加工（2次）・販売（3次）等が一体化した6次産業化を促進することで、新たな事業の創出による地域農業の活性化を図ります。

1-1-② 安全な農産物の生産

食の安全への意識の高まりを踏まえ、農薬使用の抑制や化学肥料にのみ頼らない、環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値をもった商品への転換を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 環境にやさしい農業の推進				
2) 大井町産農産物のPR				
3) 地産地消の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
大井町産農産物のPR	農産物品評会出品数	点	345	400

○ 現状と課題

食の安全志向に対応するとともに環境への負荷を軽減するため、環境に配慮した農業や町内農産物の販売、町内学校給食等への食材の提供等を促進しています。今後も、より安全な農産物の生産と販売の促進を図り、環境に配慮した農業技術の普及に取り組む必要があります。

1) 環境にやさしい農業の推進

消費者の食への安全意識が高まる中、環境への負荷を軽減し、より安全な農産物の生産に配慮した農業への移行をめざし、減農薬、減化学肥料等、環境に配慮した農業の普及を図るため、関係機関と連携し、国が実施している環境保全型農業直接支払交付制度等の活用を促進していきます。

2) 大井町産農産物のPR

産業まつりの一環として行われている農産物品評会において、大井町の農産物を一堂に集め、その魅力を来場者に紹介することにより、一層の消費拡大につなげていきます。

また、四季の里直売所や町内農産物直売所と連携を図りながら、通年で、町内外へ町内農産物のPR・販売促進に取り組みます。

3) 地産地消の推進

地元で収穫された農産物を地元の消費者に提供できるよう、直売所での販売を推進していきます。

また、学校給食への食材の提供を促進します。

1-1-③ 都市と農村交流による農業の活性化

種々の農産物を産出する本町の特性を生かし、都市住民に農業体験の機会を提供します。特に子どもたちに、農作業を通じて、食の大切さを促すとともに、農業への理解教育にも取り組みます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 各種イベントを活用した農村交流事業の実施				
2) 「おいしいゆめの里」の活用				
3) グリーンツーリズムの推進（再掲）				
4) 直売所の充実				
5) 指定管理者制度等の導入の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
直売所の充実	直売所売上額	千円	31,008	34,000

○ 現状と課題

産業まつりや環境展の開催、町内直売所での販売やイベント開催等の支援、さらには、都市部の小・中学生を中心とした農業体験の実施をとおり、顔の見える農業を促進するとともに、農業への理解者の増加を図っています。

しかし、農業者の高齢化等による農業生産の減少が進んでいるため、今後は都市住民との交流をさらに増加させるなど、農業を活性化させる必要があります。

1) 各種イベントを活用した農村交流事業の実施

各種イベントを活用して農産物の直売や各種農業体験事業を行い、農産物の販売促進を図るばかりでなく、自ら植付けや収穫をすることをとおし、農業の重要性や食の大切さの普及啓発を図ります。

このような取り組みを通じて、地元農産物の販路拡大や農業の活性化につなげていきます。

2) 「おいしいゆめの里」の活用

「おいしいゆめの里」に完成した農業体験施設四季の里を拠点とした農作物の植え付けや収穫体験等を展開し、農業の活性化を図ります。

また、農村に密接に関わる里山の植物や生きものを対象とした自然観察会等の開催、敷地内に咲く花の情報等を積極的に提供し、里山の大切さや楽しさをPRすることにより都市住民との交流推進を図ります。

3) グリーンツーリズムの推進（再掲）

4) 直売所の充実

消費者のニーズに即応した新鮮で安全な農産物の提供を促進するため、直売所でのイベント開催や他会場のイベントへの出店など、積極的な事業展開を支援し、農産物の売上向上、販路の拡大を図ります。

5) 指定管理者制度等の導入の検討

農業体験施設四季の里等において、観光の拠点としての活用をより一層図るため、集客等の

ノウハウを有する民間事業者等への指定管理者制度等の導入を検討します。

第2項 商業・工業

2-1 商業・工業

地域商工業を支える関連団体へ支援を行い、交流事業等による活性化を図ります。
また、地域の雇用促進のため、企業誘致を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-1-① 交流による商業の活性化
- 2-1-② 工業の活性化
- 2-1-③ 総合的な産業施策

2-1-① 交流による商業の活性化

地域商工業を支える関連団体へ支援を行います。
また、産官連携のもと各種イベントの企画、運営にあたり、町内外の人々の交流の機会を提供することにより、産業の活性化を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 商工振興会への支援				
2) 町の特色を打ち出した特産物のPR				
3) 6次産業化の促進（再掲）				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
商工振興会への支援	商工振興会会員数	人	313	330

○ 現状と課題

商工振興会・各種団体の参画・連携を得て様々な集客イベントを開催していますが、更なるイベントの充実と集客を図るため、商工振興会と一層の協力・関わりを持つ必要があります。

また、商工振興会は会員増強に努めていくことで、団体活動の充実・商工業の発展を図る必要があります。

1) 商工振興会への支援

商工振興会は、大井よさこいひょうたん祭等のまちづくり事業、ひょうたんカード事業等を通じ、地域に根ざした総合経済団体として、地域社会の期待に応えています。商工振興会の実施する様々な事業を支援することで、町内の商工業の振興を図ります。

2) 町の特色を打ち出した特産物のPR

町のシンボルである「ひょうたん」にちなんだ特産物が開発され、生産・販売が行われていますが、これら「特産物」の周知・普及のため、イベント等の様々な機会を捉え情報発信を行います。

また、地元農産物を活用して開発したスイーツのPRをさらに促進し、農業の活性化や町への来訪者の増加を図ることで、町内商業の活性化を図ります。

3) 6次産業化の促進（再掲）

2-1-② 工業の活性化

町内には、精密部品や木工製品などいわゆる「モノづくり」に熱意を持って取り組まれている事業所があります。これら事業所と作り出される製品を町のホームページや各種イベント等で広く紹介していきます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 産業まっりの開催				
2) 町ホームページ・広報の活用についての検討				
3) 6次産業化の促進（再掲）				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
産業まっりの開催	産業まつり来場者数	人	13,000	16,000

○ 現状と課題

町内には、精密部品や木工製品等のいわゆる「ものづくり」に熱意を持って取り組まれている事業所があります。これらの事業所と作り出される製品については、産業まつりにおいて、町内事業者の出展により製品のPRの場を提供していますが、今後は、イベントのみならず町の情報発信手段を提供していくことにより、更なる工業の活性化を図る必要があります。

1) 産業まっりの開催

産業の活性化と地域振興を目的に、町内の商工業・サービス業等の各分野の事業者が一堂に会する産業まつりを開催し、自社製品等を周知・PRできる場を提供していきます。

2) 町ホームページ・広報の活用についての検討

町内事業所で作り出される製品等を周知・PRするため、町ホームページ・広報等の活用について検討します。

3) 6次産業化の促進（再掲）

2-1-③ 総合的な産業施策

安定した財源確保及び地域の雇用促進のため、企業誘致に向けたインフラ整備等（用地の確保・道路等）の検討・推進を図ります。

また、自然環境や田園景観に配慮した計画的な土地利用を検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 企業誘致に向けた検討・取り組み				
2) 相互台地区における企業用地の土地利用の促進				

○ 現状と課題

これまで町では、企業の立地誘導策について積極的には行ってきませんでした。

しかしながら、昨今の景気の低迷や大手法人の再編等により税収が落ち込み、財政の悪化が顕著に現れてきており、安定的な財政運営、町民の雇用の確保等の観点からも、企業誘致に向けた検討を行う必要があります。

1) 企業誘致に向けた検討・取り組み

住民ニーズや先端技術産業の誘致等によるイメージアップ効果等を図るため、県の関係部署等と連携を密にし、景観や環境に配慮した土地利用を含め、優良企業の立地誘導について検討・推進します。

2) 相互台地区における企業用地の土地利用の促進

相互台地区の企業用地については、今後、所有者による土地利用の転換が想定されており、状況に応じたふさわしい用途への転換を協議していきます。

また、周辺地域の環境の保全に配慮しながら、都市基盤の再整備の検討を行います。

さらに、商業、工業、住宅等の複合的な用途に土地利用の転換が必要となった場合には、地区計画※等を活用し、良好な市街地の形成を図ります。

第3項 観光

3-1 観光

地域資源を活用した観光拠点づくりを進めるとともに、周辺市町と連携した観光ネットワークの形成を推進します。

また、ガイドボランティアの育成や観光客受け入れ体制の整備・充実、各種イベントの実施等を通じて、入れ込み客の増加を図ります。

【これから取り組む主な施策】

- 3-1-① 観光の場と仕組みづくり
- 3-1-② ホスピタリティの醸成
- 3-1-③ 広域連携の推進

3-1-① 観光の場と仕組みづくり

観光の振興を図るため、自然や歴史・風土などの地域資源を活用した観光拠点や周辺市町村と連携し、ハイキングコースの設置など観光ネットワークの整備を推進します。

また、農業・商業・工業を結びつけたイベントを実施していく体制づくりを図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 様々なイベントの実施				
2) 観光資源の開発・活用				
3) 「おおいゆめの里」の活用（再掲）				
4) ハイキングコースの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
様々なイベントの実施	イベント来場者数*	人	49,000	55,000
観光資源の開発・活用	入込観光客数	人	92,000	100,000

* ひょうたん祭、産業まつり、農業体験等

○ 現状と課題

大井よさこいひょうたん祭や産業まつり、農業体験等の地域資源を活用した観光事業を展開していますが、更なる集客の増加、新たな観光資源の開発等を行っていくため、関係団体と連携しながら観光事業の発展を図る必要があります。

1) 様々なイベントの実施

大井よさこいひょうたん祭への支援、産業まつり等のイベントの開催、農業体験の実施により、地域資源の活用と町のPRに努めます。

2) 観光資源の開発・活用

新たな観光資源となりうる地域資源を発掘し、それを活用した新たな観光資源の育成を図ります。

さらには、旅行会社が扱える観光プログラムの開発を行い、集客を図ります。

また、これまでに実施してきた「酒匂川沿い散策路・せせらぎづくり事業」、「おおいゆめの

里整備事業」により整備したエリアの来訪者増加を図るため、情報発信を積極的に行います。

3)「おいゆめの里」の活用（再掲）

4) ハイキングコースの充実

既存のハイキングコース及び関連施設等の維持管理に努めます。

また、1市3町広域行政推進協議会により整備を進めているハイキングコースの情報を積極的に発信します。

3-1-② ホスピタリティの醸成

来訪者受け入れ側としての、もてなし方法などの研究・研鑽機会の提供を行い、リピーターの増加を図ります。

また、「おおいゆめの里」来訪者に対し、生息する動植物の解説を行うガイドボランティアの育成について検討します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 来訪者増加に向けた取り組み				
2) ガイドボランティアとの連携				

○ 現状と課題

イベントの開催により町への集客を図っていますが、来場者の増加を一つの目標としています。来場者がリピーターとなるよう、イベント等の内容やもてなし方法をさらに充実させ、来場者の増加につなげていく必要があります。

1) 来訪者増加に向けた取り組み

来訪者がリピーターとなるよう、各種イベントの内容・もてなし方法を充実させ、一層の集客につなげます。

2) ガイドボランティアとの連携

来訪者に地域の案内・説明を行えるガイドと連携し、町に訪れた方への満足度を高める方策を検討します。

※ホスピタリティ：誠意を持った接客や手厚いおもてなし

3-1-③ 広域連携の推進

国際的観光地を擁する県西地域の特性を活かし、本町での農業体験と温泉宿泊等、新たな観光プログラムを関係機関と検討しながら進めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 観光圏事業の推進				
2) 旅行プログラムの開発				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
観光圏事業の推進	入込観光客数	人	92,000	100,000
旅行プログラムの開発	商品化旅行数	件	0	3

○ 現状と課題

周辺市町と連携した「あしがら観光協会」や「県観光振興対策協議会」、さらには県西地域2市8町・熱海市で構成される「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」により、広域での観光事業に取り組んでいます。今後も、広域で連携をとりながら、県西地域での観光客の回遊性を高め、滞在日数・交流人口の増加を図っていく必要があります。

1) 観光圏事業の推進

県西地域2市8町・熱海市で構成する、「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」での広域連携により、多数を占める、1泊、日帰りの観光客の回遊性を高め、圏域内での2泊3日以上での連泊をする観光客の増加をめざします。

協議会では、インターネット上で観光圏ポータルサイトを運営し、多種多様な情報や旬の見どころを一元的かつ多言語（英語）で情報を配信し、より広い地域からの観光客の誘致に努めます。

2) 旅行プログラムの開発

本町で行われている農業体験等を旅行業者による旅行プログラムに取り込んでいただくことで集客を図っていますが、本町のみならず周辺地域のイベントや観光資源も活用した旅行プログラムの開発を関係機関と連携しながら進めていきます。

第 6 節

教 育

第6節 教育

第1項 学校教育

1－1 幼稚園教育

幼稚園から小学校への円滑な接続を実現するための教育活動の充実を図ります。

【これから取り組む主な施策】

1－1－① 幼稚園教育の充実

1－1－① 幼稚園教育の充実

3年保育体制を踏まえた教育活動を充実させるため、教育課程と教育環境の整備を図るとともに、教員の資質の向上に努めます。

また、保育園や小学校との交流活動を充実させるとともに、情報交換や連絡調整を密にすることにより、小学校教育への円滑な接続を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 幼稚園教育課程の研究				
2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の促進				
3) 地域における幼児期の教育センターとしての役割の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
幼稚園教育課程の研究	教員研修回数	回	1	2
幼稚園・保育園・小学校の連携の促進	幼小交流事業開催回数	回	10	12
	幼保交流事業開催回数	回	5	7

○ 現状と課題

平成13年3月に「幼児教育振興プログラム」が国から示され、その中で3歳児の入園整備を進めていくことが幼児教育の重要な課題の一つとしてとりあげられました。これを受け、平成13年度に幼稚園教育振興研究会を設立して諸課題を検討し、3年保育に対応した教員の確保や施設の整備、幼稚園・保育園との交流活動等を図り、平成21年度から希望者全員の受け入れを行っています。

幼児教育は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、今後も、地域社会の中で家庭と幼稚園等とが連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育課程のより一層の充実と幼稚園・保育園との交流活動の促進や幼稚園、小・中学校の連携による一貫した教育の充実などに努める必要があります。

1) 幼稚園教育課程の研究

幼稚園教育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担っています。幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活をとおしてしっかり育てることが、小学校以降の生活や学習においても重要な自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力につながるということを、幼稚園と小学校がともに理解する必要があります。

そこで、3年保育体制を踏まえた教育活動を充実させるため、幼稚園教育研究会等をとおして教育課程と教育環境の整備を図るとともに、教員の資質の向上に努めます。

2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の促進

幼稚園・保育園と小学校との交流活動を充実させるとともに、情報交換や連絡調整を密にすることにより、小学校教育への円滑な接続を推進します。

幼稚園・保育園と小学校連携研究会において、様々な教育課題について情報交換を行うとともに、幼稚園・保育園の保育と小学校の学習・生活指導の一層の充実を図ります。

さらに、行事等をとおして園児・児童の交流、教職員の交流を推進します。

また、幼稚園運営のあり方や特色ある小学校づくりなどについて、保育園とも連携しながら研究を進めます。

3) 地域における幼児期の教育センターとしての役割の推進

地域の人が幼児の成長に関心を抱くことは、家庭と幼稚園以外の場が幼児の成長に関与することとなり、幼児の発達を促すことにつながります。また、保護者が家庭教育とは異なる視点から幼児への関わりを見ることによって、視野を広げることも大切です。

そのような視点を踏まえ、各幼稚園の施設を子育て支援のために保護者や地域の方々に開放し、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の機会を提供するなど、地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たすよう努めます。

1-2 小・中学校教育

小・中学校間の連携や交流を推進し、学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-2-① 教育活動の充実
- 1-2-② 情報教育の推進
- 1-2-③ 支援教育の充実
- 1-2-④ 施設・設備の整備
- 1-2-⑤ 幼稚園、保育園、小・中学校連携の充実

1-2-① 教育活動の充実

学習指導要領の主旨に基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成を重視し、学力向上支援事業を取り入れることなどにより、生きる力を育む教育課程の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 学力向上支援事業の推進				
2) 学校運営研究会の実施				
3) 各種研修会・研究会の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
学力向上支援事業の推進	研究会開催回数	回	60	60
学校運営研究会の実施	運営研究会開催回数	回	1	1
各種研修会・研究会の実施	研修会等開催回数	回	30	30

○ 現状と課題

生活環境や社会環境の急速な変化により、児童・生徒を取り巻く環境が大きく変化・多様化しており、学力の向上だけでなく、心の豊かさや思いやり、規範意識の醸成等が学校教育に求められています。

様々な教育活動を通じて、地域住民との交流を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、個性と人間性豊かな児童・生徒の育成に努めます。また、平成23年度から小学校、平成24年度から中学校において新学習指導要領が実施されたことに伴い、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、そして主体的に学習に取り組む態度を養う教育を充実させていくことが求められています。

そして、生きる力のより一層の育成と創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進を図る必要があります。

1) 学力向上支援事業の推進

新学習指導要領の主旨に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視し、生きる力を育む教育課程の充実を図ります。また、学力向上支援事業を推進し、確かな学力の向上を図るための授業工夫・改善をめざします。

具体的には、

- ①基礎的、基本的な知識・技能を活用し、考える力を育てるための授業の構築
- ②人間としてのあり方を自覚し、人間としてよりよく生きるための道徳観の育成

- ③規範意識を養い、「いのち」を大切にする豊かな心を持った子どもの育成
- ④幼稚園、小学校、中学校 12 年間を見通した子どもの育ちのあり方について研究を深めます。

また、「大井サイエンス教室」を実施し、生徒・児童に感動や驚きを与えることにより、科学に対する興味・関心を高めていきます。

2) 学校運営研究会の実施

学校運営上の諸課題について、小・中学校教頭及び総括教諭を対象に研修や研究協議を行い、学校運営について理解を深めるとともに、喫緊の課題に対して速やかに対応できる体制づくりをめざします。

3) 各種研修会・研究会の実施

教職員を対象に、人権教育、特別支援教育、幼児教育、幼・小・中の連携など、様々な分野の研修会等を実施し、今日的な教育課題に対する理解を深めていきます。

また、質の高い授業の創造をめざし、学びづくり研究会として各校での授業研究を開催するだけでなく、大学から講師を招いたり、他校の職員が参加したりするなどして充実した研究を行い、教職員の実践的な指導力の向上及び資質の向上を図ります。

1-2-② 情報教育の推進

情報機器を使用する上でのルールやマナー、個人情報や著作権等の情報モラルに関する指導などをおして、更なる情報教育の充実を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 情報教育や情報モラル啓発の推進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
情報教育や情報モラル啓発の推進	研修会開催回数	回	4	4

○ 現状と課題

情報化社会の進展に伴い、児童・生徒の携帯電話、スマートフォン及びインターネットの利用が急速に拡大する中、それらを使用したメール、掲示板、ブログ等における誹謗中傷やいじめ、からかい等の現状は非常に憂慮すべき状況です。

学校においては、情報教育の一環として、インターネット・携帯電話・スマートフォンのメリット、デメリット、マナー、モラルについて、家庭と連携しながら継続的に指導する必要があります。

1) 情報教育や情報モラル啓発の推進

小学校においては、道徳や総合的な学習の時間、また、中学校では技術・家庭の授業を核とし、学校教育活動全体をおしてインターネットや携帯電話、スマートフォンを利用する際のマナーや個人情報、著作権等のモラルについて指導していきます。

また、児童、生徒、保護者を対象に、企業協力による教室を開催し、モラルの啓発に努めるとともに、警察署のスクールサポーターからも、ネット犯罪の加害者・被害者にならないために、指導を継続的に行っていきます。

1-2-③ 支援教育の充実

障がい等の有無に関わらず、いじめ・不登校などを含め、学校生活において支援を必要とする子どもに応じた適切な支援教育を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 教育相談の充実				
2) 就学相談の充実				
3) 介助員派遣等教育支援事業の実施				

○ 現状と課題

不登校や就学等、保護者や子どもの教育上の相談依頼は多く、障がいを抱えている子どもや特別な配慮を要する子どもは増加傾向にあります。児童・保護者の多様なニーズに応え、障がい等の有無に関わらず、いじめ、不登校等を含め、学校生活において支援を必要とする子どもに応じた適切な支援が必要です。

さらに、臨床心理士による専門的な教育相談や子どもの発達段階、特性に応じ、一人ひとりへの指導を進める必要があります。

1) 教育相談の充実

幼児・児童・生徒及びその保護者、担任等を対象とした臨床心理士によるカウンセリング・発達検査等を行い、幼稚園・学校への適応を図るとともに、教育的な課題に対して支援します。

2) 就学相談の充実

障がいを抱えている子どもや特別な支援を必要とする子どもに対して適切な援助・支援を行い、対象児童・生徒のライフステージに即した教育が提供できるよう適切な就学を推進することを目的に就学相談を実施します。町のお知らせ版で周知し、指導主事が幼稚園や保育園、療育施設の担当者、保護者と一緒に子どもの就学に関する相談を随時行います。

また、入学を希望している小学校長等との情報交換や授業参観を行い、必要に応じて臨床心理士による発達検査を実施して発達段階に即した助言をします。

3) 介助員派遣等教育支援事業の実施

管内小学校・中学校に、就学指導会議等の結果や状況に応じて介助を必要とする児童・生徒に対して介助員を派遣し、子どもの発達段階、特性に応じた支援を行います。

また、小学校・中学校の教育活動全般において支援するため、学級担任との連携を深め、子どもの発達段階、特性に応じた個別支援計画を作成し、より効果的な支援を行います。

1-2-④ 施設・設備の整備

老朽化、安全性の確保に対応した施設・設備の整備・改修と、適正な維持管理を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 学校教育施設管理事業				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
学校教育施設管理事業	事故発生件数	件	0	0

○ 現状と課題

学校施設等整備計画に基づき、緊急性及び優先順位を考慮して改修工事を実施しています。現在、最も老朽化が進んでいる湘光中学校の校舎を、平成25年度から平成27年度の3カ年で改修することとなっていますが、その他の施設の中にも建設後30～40年経過している施設があります。経年劣化等による改修必要箇所は増加してくることが予想されることから、安全、安心な教育環境を確保するため、計画的な改修等が必要です。

1) 学校教育施設管理事業

老朽化対策及び学習環境の改善を図り、園児・児童・生徒等が安全な環境のもとに、安心して園・学校生活を送ることができるよう、施設の改修と適正な維持管理を行います。

すでに改修工事に着手している湘光中学校については、平成27年度中に改修工事が完了します。

また、他の学校施設についても計画的な改修に取り組んでいくため、学校施設等整備計画の改定に向けて調査を進めていきます。

1-2-⑤ 幼稚園、保育園、小・中学校連携の充実

幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領を踏まえ、調和のとれた教育課程の編成に努めます。

また、幼稚園、保育園、小・中学校間の連携や交流を推進し、教育情報の共通理解・情報交換に努め、幼稚園、保育園、小・中学校への円滑な接続を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 学力向上支援事業の推進				
2) 幼稚園、保育園、小・中学校の連携の促進				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
学力向上支援事業の推進	研究会開催回数	回	60	60
幼稚園、保育園、小・中学校の連携の促進	交流事業開催回数	回	10	12

○ 現状と課題

子ども達を取り巻く社会環境は年々複雑になっており、児童・生徒の成育歴もより多様になってきています。

このような背景の中、子ども達を取り巻く環境を的確に把握し、家庭・地域と連携して継続的に子ども達を支援していく必要があります。

また、小学校、中学校に就学する際の引き継ぎが十分行われていても、一般に小1プロブレム、中1ギャップなどと評される状況に近い児童・生徒の姿も見られます。校種間でお互いの教育活動について十分理解し合い、連携を取りながら子ども達の成長に関わっていく必要があります。幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領を踏まえ、調和のとれた教育課程の編成に努めるとともに、幼稚園、保育園、小・中学校の連携や交流を推進し、教育情報の共通理解・情報交換に努め、幼稚園、保育園、小・中学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

1) 学力向上支援事業の推進

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の主旨に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視し、生きる力を育む教育課程の充実を図ります。また、学力向上支援事業を推進し、確かな学力の向上を図るための授業の工夫・改善をめざします。

具体的には、

- ①基礎的、基本的な知識・技能を活用し、考える力を育てるための授業の構築
- ②人間としてのあり方を自覚し、人間としてよりよく生きるための道徳観の育成
- ③規範意識を養い、「いのち」を大切にする豊かな心を持った子どもの育成
- ④幼稚園、小学校、中学校12年間を見通した子どもの育ちのあり方

について研究を深めます。

2) 幼稚園、保育園、小・中学校の連携の促進

幼稚園・保育園と小学校連携研究会、小学校・中学校連携研究会において、異校種の授業を参観し、子どもの成長を捉えながら様々な教育課題について情報交換を行うとともに、幼稚園・保育園の保育と小学校、小学校と中学校の学習・生活指導の一層の充実と円滑な接続を図ります。

さらに、行事等をとおして園児・児童の交流、教職員の交流を推進します。

第2項 社会教育

2-1 青少年の育成

社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く市民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① 青少年の健全育成の充実

2-1-① 青少年の健全育成の充実

青少年の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な環境づくり、非行防止活動の実施、地域教育力の向上などを推進するとともに、指導者の育成や団体活動の支援など健全育成事業を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 地域青少年指導者と学校等との合同会議の開催				
2) ジュニアリーダーの育成				
3) 青少年育成会への支援				
4) 社会環境浄化活動の推進				
5) 野外体験事業の開催				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 実績	平成27年度 目標
ジュニアリーダーの育成	ジュニアリーダーボランティア活動回数	回	12	15
野外体験事業の開催	参加者満足度	%	90	100

○ 現状と課題

町内では様々な青少年の育成団体が積極的に活動しています。団体が相互に、また、学校等との連携を図ることにより、地域教育力の向上を図る必要があります。各団体では、様々な行事を開催していることから、青少年が地域社会とふれあう有意義な機会と捉え、団体への支援により、一層の充実を図ることが大切です。

さらに、青少年の地域参加や奉仕活動を促進するため、青少年指導員協議会と連携をしながら、ジュニアリーダーの育成を進める必要があります。

また、若者の社会的自立の遅れやいじめ・引きこもりの問題等、青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくりが求められています。そのような中、青少年の主体性・協調性・他人を思いやる心・生きる力を育むため、自然環境を体感し、集団活動を体験できる場の提供が必要です。

1) 地域青少年指導者と学校等との合同会議の開催

地域青少年指導者と学校・警察等との合同会議を開催し、情報交換をとおして地域や学校における子どもの様子等を共通理解するとともに、地域教育力の向上や相互の連携強化を図ります。

2) ジュニアリーダーの育成

青少年指導員協議会と連携を図りながら、青少年を対象に各種研修会に参加を促し、町や地域行事等の奉仕活動をととして、指導者としての知識・技術の向上を図るとともに、町の次世代を担うリーダーの育成に努めます。

3) 青少年育成会への支援

地区青少年育成会議を開催し、情報交換をととして青少年の地域行事等への参加促進に努めます。

また、地区青少年育成会への助成、講師の紹介や各地区への広報等の支援を行います。

4) 社会環境浄化活動の推進

青少年の非行防止と健全育成に努めるため、青少年指導員協議会・学校・PTA・松田警察署少年補導員連絡協議会の合同により春・夏・冬休み期間中に青少年夜間パトロールを実施し、併せて有害図書類区分陳列調査やカラオケボックス等での社会環境実態調査を実施するなど、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めます。

5) 野外体験事業の開催

青少年が野外体験をととして助け合う心を養い、他者とのコミュニケーション能力を育むため、広域市町村連携による「洋上体験研修」、「一市四町青少年交流キャンプ」や青少年指導員協議会との共催による「子どもキャンプ」や「ふれあいスキー」等を開催します。

2-2 学習機会の充実

町民がいつでも学習できる情報や場の提供を推進するとともに、学習活動への支援や学習基盤の整備を図ります。

また、地域に根ざした学習の環境づくりの推進に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 2-2-① 学習機会の提供
- 2-2-② 自主的な学習の支援
- 2-2-③ 地域に根ざした学習環境づくり

2-2-① 学習機会の提供

大井町生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、いつでも学習できる情報や場の提供を推進するとともに、引き続き、町ホームページに掲載する生涯学習情報センターによる生涯学習情報の提供にも努めていきます。

また、町民が気軽に利用できるよう社会教育施設の充実を図るとともに、効率的な運営を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 学習・文化活動施設の有効活用				
2) 社会教育施設(生涯学習センター、そうわ会館)の効率的な運営				
3) 生涯学習情報の提供と活用				
4) 読書活動の充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
社会教育施設(生涯学習センター、そうわ会館)の効率的な運営	センター1日あたり利用者数	人/日	179	240
	センター年間利用率	%	44.2	50.0
	そうわ会館1日あたり利用者数	人/日	38	50
読書活動の充実	町民登録率	%	42.5	45.0
	蔵書回転率	回/冊	0.9	1.2

○ 現状と課題

社会教育施設である生涯学習センター、図書館、そうわ会館については、町民の学習ニーズの把握を行い、学習機会の提供のほか適正な施設運営に努めています。

また、図書館においては、図書の充実を図るとともに、より利用しやすい図書館をめざし、読書活動を推進します。

1) 学習・文化活動施設の有効活用

町民がいつでも学習できる場として、生涯学習センターやそうわ会館の各部屋を広く提供し、町民の学習活動への参加・利用を促進するとともに、近隣の市町との施設の相互利用や民間施設の連携を図り、学習機会の提供を推進します。

2) 社会教育施設(生涯学習センター、そうわ会館)の効率的な運営

学習ニーズを的確に捉え、町民誰もが生涯を通じて楽しく利用できるよう施設の整備・充実

を図り、施設の適正な運営を推進するとともに、使用料及び減免制度を見直します。

また、民間企業に施設利用の案内を行い、興行を促すとともに、利用の拡大を図ります。

さらに、生涯学習センターにおいては、施設の老朽化に対応する改修工事を計画的に行います。

3) 生涯学習情報の提供と活用

町内のサークルや団体の活動状況を紹介した「大井町生涯学習情報誌」の内容の充実を図り、学習情報の提供が総合的、効率的に図れるよう推進します。

4) 読書活動の充実

図書電算システムを充実させ、図書館利用の利便性の向上、読書活動の充実、読書奨励の推進を図ります。

特に、「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむための環境づくりとして、家庭や地域、各園や学校、社会教育関係団体等と連携を図り、事業に取り組みます。

2-2-② 自主的な学習の支援

町民の多様なニーズを踏まえながら、町民による自主的な講座・教室の開催を支援・促進するとともに、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成、学習相談体制の強化など、活発な学習活動を支援します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 学習ニーズを踏まえた事業展開				
2) 町民による主体的な講座・教室の開催				
3) 各種団体の連携の強化				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
町民による主体的な講座・教室の開催	講座・教室の実施回数	回	2	10
各種団体の連携の強化	文化団体連絡協議会加盟団体数	団体	44	50

○ 現状と課題

町民のニーズに沿った事業展開を行うため、アンケート調査の結果を踏まえ、事業の見直しや統合を行うとともに、今日的な事業を町民に提供していく必要があります。

また、町文化団体連絡協議会の活動及び所属の団体が行う自主的な講座・教室への支援を行っていますが、今後も支援を継続していく必要があります。

団体による主体的な活動を推進するため、また、自己有用感向上のために、各種ボランティア養成講座の開催をととして、生きがいや人とのつながりを実感できるようにしていくことが必要です。

1) 学習ニーズを踏まえた事業展開

文化・芸術に親しむ機会をつくり、学習ニーズに対応した参加しやすいコンサートや催し、各種講座・教室を開催するとともに、事業終了時に参加者にアンケート（開催日・場所・内容・満足度等）を実施し、その結果を踏まえ、次年度以降の事業を展開していきます。

また、町文化祭やそうわ会館まつり等で日頃の文化活動の成果を発表する場及び町民がふれあう機会の充実を図ります。

さらに、様々な技能を有した町民や団体等との協働による事業展開を検討します。

2) 町民による主体的な講座・教室の開催

「学びおいサポート事業」を中心に、町民自らが趣味講座などの企画・運営に携わり、地域の人材の活用・育成を図ります。

さらに、出前講座等により地域での自主的な講座・教室等を支援します。

3) 各種団体の連携の強化

町子ども会育成者連絡協議会、町PTA連絡協議会、町文化団体連絡協議会等の社会教育団体や町郷土史研究会の活動への補助等を通じ、団体活動が円滑に運営でき、主体的で活発な団体となるように支援します。

2-2-③ 地域に根ざした学習環境づくり

地域のよさを学び、地域への誇りを醸成する機会や場の充実など、地域に根ざした学習環境の場づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 大井町全体を学習対象とした学習プログラムの実施				
2) 地域のニーズに即した出前講座の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
大井町全体を学習対象とした学習プログラムの実施	講座・教室の実施回数	回	17	20
地域のニーズに即した出前講座の実施	出前講座実施回数	回	33	40

○ 現状と課題

「おおい課外塾」、「おおい自然園」の講座・観察会をより充実した内容にするために、学校等との連携を密にしていける必要があります。

また、町の業務を町民に理解していただくため、出前講座を実施しており、学校や各種団体から講座の依頼を受けています。近年は依頼数が増加傾向にありますが、町民のニーズを活かした内容の充実が必要です。

1) 大井町全体を学習対象とした学習プログラムの実施

「おおい課外塾」、「おおい自然園観察会」、「おおい再発見事業」等の大井町をフィールドとした様々な学習機会を提供することをおして、郷土に関心を持ち、大切にしようとする心を育むため、学習プログラムの開発に努めます。

また、生涯学習センター資料展示室において郷土の自然や文化財、歴史を紹介し、学習機会の充実を促します。

2) 地域のニーズに即した出前講座の実施

行政の仕事を町民の皆様にご理解いただき、より充実した行政サービスを提供することを目的として、町民の依頼により、自治会等へ出前講座を行っています。町職員が講師となり、行政での取り組みや事業の内容を説明します。町民に理解や関心を高めてもらうため、毎年、講座内容を精査し、更なる充実に努めます。

2-3 文化財の保護と活用

文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習などへの活用を推進します。

【これから取り組む主な施策】

- 2-3-① 文化財の保護
- 2-3-② 文化財の活用

2-3-① 文化財の保護

文化財の保護方法の検討や指定文化財に対する維持管理の助成などにより、文化財の保護・管理を推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討				
2) 指定文化財に対する維持管理費の助成				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
文化財保護委員による適正な保護方法の検討	文化財保護委員会開催数	回	3	3

○ 現状と課題

町指定文化財の維持管理については、文化財の所有者に管理をしていただいておりますが、一部の文化財では老朽化が進んでいます。適正な保護方法や指定のあり方について、文化財保護委員会で検討することが必要です。

1) 文化財保護委員による適正な保護方法の検討

町指定文化財について適正な管理が行われているか巡視等により把握し、継続的に保護方法を検討していきます。

また、町内の文化財調査を行い、貴重な文化財については指定を検討し、保存・整備に努めていきます。

2) 指定文化財に対する維持管理費の助成

指定重要文化財の適正な維持管理を図るため、管理者に助成金を支給します。

2-3-② 文化財の活用

文化財の活用方法の検討や案内板の整備などにより、町民が身近に文化財に親しみ、郷土を学び、誇りを醸成するような環境づくりを推進します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 文化財の活用方法の検討				
2) 文化財の啓発と支援				
3) 文化財ガイドの研究				

○ 現状と課題

郷土の文化財について理解を深めていただくため、文化財保護委員会において文化財の活用方法を検討し、町民へ啓発する必要があります。

また、文化財をめぐる講座や文化財の展示会を開催するなど、広く町民に文化財について学ぶ機会を提供するとともに、町指定の無形民俗文化財を次世代へ伝承していくことや文化財をはじめ郷土の歴史を研究していく団体の活動を支援していくことも必要です。

1) 文化財の活用方法の検討

町民が文化財にふれあい、学習の場として利用できるよう文化財の活用方法について検討していきます。

2) 文化財の啓発と支援

町内の文化財をめぐる講座や文化財の展示会を開催するなど、町民に文化財について学ぶ機会を提供します。

また、祭ばやしや麦打ち唄等の町指定無形民俗文化財を次世代へ伝承していきます。

3) 文化財ガイドの研究

町の文化財や寺社、寺院を紹介する文化財ガイドの研究を行います。

2-4 生涯スポーツ

スポーツ拠点の整備や各種スポーツ大会の開催、指導者・団体の育成、推進体制の強化を通じて、町民の体力・健康づくりを推進します。

【これから取り組む主な施策】

2-4-① 生涯スポーツ活動の充実

2-4-② スポーツ施設の充実

2-4-① 生涯スポーツ活動の充実

町民ニーズを踏まえながら、気軽に参加できるスポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、スポーツ指導者を育成することにより、スポーツ人口の増を図ります。

また、県等が主催する大会への積極的な参加により競技力の向上をめざすとともに、スポーツ団体の育成を通じて地域に根ざしたスポーツ環境の形成に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) スポーツ大会及び教室の開催				
2) スポーツ大会への参加促進				
3) スポーツ団体の育成				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
スポーツ大会及び教室の開催	各種スポーツ大会参加者数	人	1,608	1,700
スポーツ大会への参加促進	各種スポーツ大会派遣人数	人	224	240

○ 現状と課題

各種スポーツ大会については、参加者や実施種目の固定化がみられます。また、種目により参加者が増加しているものと減少しているものがあります。

各種スポーツ教室については、町民のニーズを把握し、実施種目を再検討する必要があります。

ニュースポーツは種目が地域に定着していないという課題があります。

このほか、各種競技者の把握拡大に努め、県等が主催する各種大会への参加促進に努める必要があります。

1) スポーツ大会及び教室の開催

参加者の健康増進、地域交流の場の提供、競技者の競技力向上を目的として、町体育協会との共催により各種スポーツ大会を開催します。

また、参加者の健康増進、スポーツ競技者の拡大を目的として、初心者を対象にニュースポーツを含む各種スポーツ教室を開催します。

2) スポーツ大会への参加促進

本町選手の育成、強化、他市町村との交流を図るため、県及び郡体育協会連絡協議会等が実施する大会への参加促進を行います。

3) スポーツ団体の育成

町のスポーツ振興と選手の育成及び強化を自主的に行えるよう、町体育協会の運営について

財政的な支援をします。また、スポーツ団体の新規設立に協力するほか、スポーツ団体に対しては、各種スポーツ施設の利用しやすい環境づくりに努めます。

2-4-② スポーツ施設の充実

スポーツ施設を多くの町民が有効かつ効率的に利用し、町民の健康づくりへ活かせるよう、各スポーツ施設の適切な維持管理や学校体育施設の開放を引き続き推進するとともに、気軽に楽しめるパークゴルフ場施設の整備を研究します。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営				
2) 学校体育施設の開放				
3) 指定管理者制度の導入の検討				
4) パークゴルフ場施設整備の検討				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成24年度実績	平成27年度目標
総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営	総合体育館利用者数	人	75,506	78,000
	山田総合グラウンド利用者数	人	19,527	20,500
学校体育施設の開放	学校体育施設利用者数	人	53,755	55,000

○ 現状と課題

町内スポーツ施設の利用者数は増加傾向にありますが、時間、施設によっては利用率が低い場合があります。利用しやすい環境づくりにより、その向上を図る必要があります。総合体育館、山田総合グラウンドは施設の経年劣化が進んでおり、適切な維持管理が必要です。

また、多くの方が気軽にスポーツを楽しめる施設の整備を検討する必要があります。

1) 総合体育館、山田総合グラウンドの適正な管理運営

町民のスポーツ活動の拠点である両施設の運営にあたっては、光熱水費の節減、適切な業務委託により経常経費を抑えるほか、施設の適正な維持管理を行います。

また、使用料及び減免制度を見直します。

2) 学校体育施設の開放

町民の健康増進、スポーツ施設の提供、スポーツを通じた住民交流の機会の提供を目的に、学校体育施設を開放します。

また、学校との連携により開放日数及び時間の確保に努めるほか、器具の修繕を効率的に行います。

3) 指定管理者制度の導入の検討

利用者の利便性の向上、施設の利用率の向上等を目的として、総合体育館及び山田総合グラウンドについて指定管理者制度を導入することを検討します。

4) パークゴルフ場施設整備の検討

近隣市町の施設の整備状況とパークゴルフのニーズを鑑み、従来から検討してきた適地について精査するとともに、施設の運営管理体制等について検討を進めます。

第7節 計画の推進に あたって

第7節 計画の推進にあたって

第1項 行政運営

1-1 行政運営

柔軟で横断的な行財政運営を推進するために、行政評価を行い、事務改善や事務事業の効率化を図るとともに、組織機構の適正化や行政サービスの見直しなど行政改革を推進します。

また、自主的な財政運営を実現するため、財政構造の健全化を図るとともに、安定的な財政運営に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-1-① 行政改革の推進
- 1-1-② 計画的な財政運営
- 1-1-③ 財源の確保

1-1-① 行政改革の推進

行政評価を行い、事務改善や事務事業の効率化を図るとともに、組織機構の適正化や行政サービスの見直し、指定管理者制度の検討などの行政改革を推進し、柔軟で効率的な行政運営を行います。

また、職員定数の適正化に努めるとともに、職員数に応じた効率的な職務遂行に向け、職員の資質向上を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 行政評価の実施				
2) 職員定数の管理				
3) 職員の資質向上の推進				
4) 指定管理者制度の活用				
5) 行財政改革の推進				
6) 災害発生時の業務継続体制の構築				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
職員定数の管理	職員数	人	145	148
職員の資質向上の推進	職員研修派遣者数	人	51*	60

*平成25年度見込み値

○ 現状と課題

現下の厳しい財政状況の中にあって多様化する住民ニーズに対応するため、事務事業の効率化や行政運営の改善、町民サービスのあり方について考え、行動していく必要があります。

また、職員定員管理計画に基づいた適正な職員定数の管理が求められ、限られた職員数の中で、より効率的な職務遂行のためには職員の資質向上が必要であり、研修等により自己啓発意欲を高めていく必要があります。

さらに、災害等で行政の機能が低下した場合でも必要な業務を確実に行えるような体制を構築することが課題となっています。

1) 行政評価の実施

社会情勢の変化により、行政運営を限られた財源で効率よく実施していくことが求められています。そこで、事務改善や事務事業の効率化を図ること、また、職員の意識改革を目的として行政評価を実施します。評価した結果は事業の見直しや予算等へ反映させ、効果的、効率的な行政運営に努めます。

2) 職員定数の管理

計画的な人員確保と適切な人員配置を行い、職員数が急激に増減することのないよう配慮し、職員定員管理計画に基づいた職員数の管理に努めます。

3) 職員の資質向上の推進

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と意欲を持って職務に取り組むとともに、限られた人員で効率の良い行政運営を図るため、人事評価システムの活用や能力開発のための研修等により、職員の士気の高揚と資質の向上を推進します。

4) 指定管理者制度の活用

民間活力の導入及び運営の効率化という観点から、「指定管理者制度」の導入施設の検討をしていきます。

5) 行財政改革の推進

人口減少等による財政への影響に備え、自立的かつ持続可能な地域経営を実現するため、行政サービスや手数料及び使用料、さらには事務事業のあり方等について検証・検討し、組織機構の見直しを含め、抜本的な行財政改革を推進します。

6) 災害発生時の業務継続体制の構築

大規模な災害等の発生により、町の施設・職員が被災した際に、行政の機能を継続し、早期に復旧させるための指針として策定した「業務継続計画」の実行性を高めるため、対象業務のマニュアルの作成や研修・訓練等を実施します。

1-1-② 計画的な財政運営

計画的な財政運営の指針となる財政計画に基づきながら、財源の安定確保や投資的経費の計画的な配分、財政構造の健全化を推進し、長期的に収支のバランスが取れた安定的な財政運営に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 中期財政計画の策定				
2) 各種財源の有効活用と確保				
3) 適正な町債の発行				
4) 政策的経費への財源の配分				
5) 使用料・手数料等の適正化				

○ 現状と課題

本町では、大手法人の再編・移転、人口構造の変化などの影響から、税収をはじめとして、かつての歳入額の確保は難しい状況にあります。

しかし、あらゆる分野において行政需要は延びており、また、町が抱える課題、特に町民生活に深く関わる喫緊の課題への的確な対応も求められています。

このような状況の下、行政活動を支えるためには、その時々状況に応じた柔軟な財政運営が必要です。また、「おおいきらめきプラン」に掲げる施策や事業の着実な実施を担保するためには、計画的で安定した健全な財政の実行が必要です。

1) 中期財政計画の策定

財政の安定運営と健全性を保ち、各種の施策や事業を計画的に推進するために、平成26年度から27年度における中期財政計画を策定します。

2) 各種財源の有効活用と確保

財政の弾力性を保つため、自主財源をはじめとする一般財源の確保を図るとともに、施策、事業の実施にあたっては、依存財源である国・県支出金等の積極的な有効活用を図ります。

また、国や県等の動向を常に注視・研究し、機を逃さずに財源の確保に努めます。

3) 適正な町債の発行

これまでの財政運営は、後年度負担を残さないように極力町債の発行を抑制してきました。今後もこの方針に基本的に変更はありませんが、かつてとは違う財政を取り巻く環境下において、「おおいきらめきプラン」の各種施策や事業を展開するために、必要な財源の選択肢として町債の発行が適正であると判断した場合には、起債を決定し、資金を調達するとともに、円滑な事業実施を図ります。

4) 政策的経費への財源の配分

これまで町が取り組んできた施策や事業に加え、時代の要請等により取り組むべき課題が山積しています。今後、それらの課題に対応するための財源を捻出していく必要があります。

加えて、新規や老朽化した施設・設備等の改修等に係る事業を実施するための財源も必要になっています。

今後は、財政計画等に基づき、義務的経費である人件費や公債費の抑制に努めるとともに、政策的に取り組まなければならない事業経費の確保を図ります。

5) 使用料・手数料等の適正化

使用料や手数料は、町民が行政サービスを受けたときの対価として徴収され、その対象事業（行政サービス）を実施するための財源であるという視点に立ち、常に適正な設定を行うことが必要です。

事業を実施するために必要な経費や民間事業者、近隣市町等の状況を踏まえ、協働の原則に基づき受益者の理解を得て、事業を実施するための経費を賄うに足りうる適正額の設定に努めます。

1-1-③ 財源の確保

税制に基づき、また、制度改正等に柔軟かつ迅速に対応し、町税の適正な課税に努めます。併せて徴収対策については、強制処分等の方法により、公平、公正に取り組みます。また、新たな財源の研究を行い、財源の確保に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 収納方法の充実				
2) 徴収方法の研究・実施				
3) 徴収対策の強化				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 見込み	平成27年度 目標
徴収方法の研究・実施	現年分収納率	%	99.0	99.2
	滞納繰越分収納率	%	30.0	30.3

○ 現状と課題

景気は緩やかに回復しているとはいえ、特に若年層や低所得者にとっては現実味はなく、いまだに不況から抜け出せない現状にあります。

このような状況の中で、税の公平性を保ち、安定した税収額を確保していくことが課題となっています。

1) 収納方法の充実

個人住民税特別徴収の県下一斉指定に向けた取り組みや口座振替の利用を促進するとともに、平成27年度よりコンビニ収納を導入するなど、納税者の利便性に配慮した納税環境の整備に努めます。

2) 徴収方法の研究・実施

税の公平性を保つために、悪質滞納者に対し、債権等の財産の差押えに加え、インターネットを活用した動産等の公売など、効率的かつ効果的な徴収方法を研究し、実施します。あわせて、いわゆる不良債権については調査検討を徹底し、圧縮を図ります。

3) 徴収対策の強化

全庁的に相互連携や情報の共有化を図るなど、徴収体制の強化に努めます。

1-2 情報化の推進

効率的な情報基盤の整備・充実を図るとともに、情報セキュリティポリシーの遵守、情報資産保護の徹底など、安全・安心な情報化社会の構築に努めます。

【これから取り組む主な施策】

- 1-2-① 効率的な情報化の推進
- 1-2-② 情報セキュリティの確保

1-2-① 効率的な情報化の推進

行政運営の効率化及び質の高い町民サービスをめざし、広域的なシステム構築等の検討や電子申請・届出システムを利用したオンライン手続きを拡張し、利用促進を図ります。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 共同化システムの効果的な運用				
2) オンライン手続きの充実				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度 見込み	平成27年度 目標
オンライン手続きの充実	オンライン手続き件数	件	7	10

○ 現状と課題

平成23年10月より基幹系システムの県内町村での共同利用が開始され、安定稼働を維持していますが、今後も共同利用の目的を効果的なものとするため、システム経費の抑制を図る必要があります。

また、より多くの申請や届出をシステム化し、町民サービスの向上に努めていく必要があります。

1) 共同化システムの効果的な運用

県内町村でシステムを共同利用することのメリットを最大限に活かすため、カスタマイズの要否を十分精査し、システム経費の抑制を図ります。

2) オンライン手続きの充実

行政手続きサービスを充実させるため、パソコン・携帯電話・スマートフォンから各種申請・届出ができるサービスを増やし、町民の利便性向上を図ります。

1-2-② 情報セキュリティの確保

行政事務の電子化に伴うリスクに対応するため、内部監査や職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、更なる高い水準でのセキュリティ確保に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 情報セキュリティ研修の実施				
2) 情報セキュリティ監査の実施				

《主な事業の目標値》

事業名	指標	単位	平成25年度実績	平成27年度目標
情報セキュリティ研修の実施	セキュリティ事故発生件数	件	0	0
情報セキュリティ監査の実施	監査指摘事項改善率	%	100	100

○ 現状と課題

大井町情報セキュリティポリシー※を導入してから、職員の情報セキュリティに対する意識は向上しています。

平成25年度には、職員が個々の端末から外部ネットワークにアクセスできる環境が整いましたが、これに伴いセキュリティリスクがより高まることから、今後もセキュリティ対策については、継続していく必要があります。

1) 情報セキュリティ研修の実施

大井町情報セキュリティポリシーに基づき、更なる職員の情報セキュリティに対する意識を向上させるため、研修を実施します。

2) 情報セキュリティ監査の実施

大井町情報セキュリティポリシーに基づき、事務室内の情報セキュリティに関する管理・対策が適切かどうか点検を行う内部監査及び保有サーバの脆弱部分の洗い出しを行う外部監査を実施し、更なる改善をすることで情報セキュリティの確保を図ります。

第2項 広域行政

2-1 広域行政

多様化する行政需要に対応するため、一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、近隣市町との連携・調整を図り、効率的かつ効果的な広域行政体制の充実に努めます。

【これから取り組む主な施策】

2-1-① 広域行政体制の充実

2-1-① 広域行政体制の充実

増大する広域行政課題に適切に対処するため、一部事務組合の共同運営を継続的に進めるとともに、今後も近隣市町との連携・調整を図り、広域行政体制の充実に努めます。

《主な取り組みと実施予定》

取り組み / 年度	25	26	27	28
1) 広域事務事業の推進				
2) 近隣市町との連携・調整の強化				
3) 事務組合の効率的な運営促進				

○ 現状と課題

町民の日常生活の広域化・多様化に伴う行政課題の広域化に対応するため、周辺市町との広域的連携が必要です。町では、「神奈川県西部広域行政協議会」、「足柄上地区広域行政協議会」、「一市三町広域行政推進協議会」、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」等の組織を通じて広域課題への対応を行っています。平成24年度には、検討を重ねてきた消防の広域化が2市5町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）の枠組みで小田原市へ事務を委託し、新たな広域消防がスタートしました。

また、町単独での実施が効率的、財政的見地から困難なごみ処理及びし尿処理の事業については、一部事務組合に加入し、処理を行っています。今後はこれらの事業についても、効率及び効果の面について検証し、必要性を確認していく必要があります。

1) 広域事務事業の推進

県西地域2市8町（小田原、南足柄、中井、大井、松田、山北、開成、箱根、真鶴、湯河原の各市町）により結成された「神奈川県西部広域行政協議会」を通じ、広域的な行政課題に対応していきます。

2) 近隣市町との連携・調整の強化

足柄上地区1市5町で組織する「足柄上地区広域行政協議会」や秦野市、中井町、松田町とで組織する「一市三町広域行政推進協議会」等、様々な枠組みをとおして圏域内の行政課題の解決策や諸施設の共同化等について検討します。

また、老朽化した小田原市斎場に代わる斎場の整備のため、平成18年4月に県西地域の2市5町により「県西地域広域斎場建設協議会」が設立されました。引き続き広域斎場整備を進めます。

今後も地域の発展をめざして近隣市町との連携を推進していきます。

3) 事務組合の効率的な運営促進

本町では、ごみやし尿の処理の事務については、近隣市町とともに一部事務組合を設立し、対応しています。今後も、県西地域及び足柄上地域での効率的な運営を検討します。

資料

資 料

用語の解説（50音順）

<ア行>

◆運動器

人の身体活動を担う筋、骨格、神経系の総称。

◆AED（Automated External Defibrillator）

自動体外式除細動器。突然の心臓疾患に対して必要となる心臓への電気ショックを早期に行うため、一般の方も使えるよう作られた心臓電気ショックの器械。

<カ行>

◆合併処理浄化槽

これまでの単独処理浄化槽（し尿処理のみ）とは異なり、台所やお風呂の生活雑排水をトイレの排水とあわせて処理できる浄化槽のこと。

◆協働（きょうどう）

まちづくりを進めるために、町民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むことをいう。

◆コンポスト

生ごみやし尿・下水道汚泥、家畜糞尿などの有機性廃棄物からできた堆肥又は堆肥化手法のこと。

<サ行>

◆情報セキュリティポリシー

情報資産のセキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについての基本的な考え方、体制、組織及び運用を含めた規定。

◆食育

自らが「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、食に関する情報提供活動や地域における実践活動などを行うこと。

<タ行>

◆地区計画

市町村の中の地区という単位で、その特性に合った建築物の形、色彩、公共施設の配置などを住民の意見をふまえて市町村が計画を定め、地区にふさわしいまちづくりを誘導することができる制度。

<ナ行>

◆ノーカーデー

環境面などから、車両の利用を規制する日のこと。役場では、職員の自家用車通勤の低減に取り組んでいる。

◆ノーマライゼーション

障がいのある人等を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

<ハ行>

◆バイパス

交通渋滞の激しい道路の混雑を解消するために、その区間を迂回してつくる道路。

◆保留区域

市街化区域・市街化調整区域の区分の見直しにあたり、将来の市街地人口の目標値に相当する面積のうち、市街地としての整備が明らかな部分だけを市街化区域とし、その他の部分については計画的に整備することが明らかとなった時点で、市街化区域に編入する。この部分を「保留フレーム」という。

<マ行>

◆まちかどレポーター

レポーターを公募し、地域や行政の情報を収集・提供する制度。町では、この制度を広報紙づくりに活用している。

<ヤ行>

◆有収率

料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量を給水量で除した率。施設の稼働が収益につながっているかを確認でき、この率が低いと漏水やメータの不感等の要因が考えられる。

<ウ行>

◆レセプト

医療機関が患者の診療に要した医療費を保険者である市町村や保険組合に請求する時に使用する診療報酬明細書。

<ワ行>

◆ワークショップ

「様々な人が集まり、共同作業を通じて、何かを創り出す行為」であり、住民参加型まちづくりにおける合意形成の手段として用いられている。

おいきらめきプラン 第2次実施計画

■発行日 平成26年3月

■発行 大井町

〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995

電話 0465-83-1311 (代)

HP <http://www.town.oi.kanagawa.jp/>

■編集 大井町 企画財政課

